

令和7年3月 字土市

計画

### はじめに

近年、全国的に出生数の減少や合計特殊出生率の低下が深刻な課題となっており、急速な 少子化の進行、子育ての孤立感と負担感の増加など子育てをめぐる環境は厳しさを増してい ます。

本市におきましても、少子化が進み、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。核 家族化や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての負担が増し、孤 立を感じる家庭も少なくありません。また、デジタル化が進む中で、こどもや若者が孤立したり、 安心して過ごせる居場所が不足している現状も見られます。

こうした状況を受け、国では「こども大綱」を策定し、こどもを政策の中心に据えた取組を進めています。また、熊本県でも「こどもまんなか熊本・実現計画」を掲げ、こどもたちが安心して成長できる社会づくりを目指しています。

この度、本市では、「宇土市次世代育成支援行動計画」、「宇土市子ども・若者計画」、「宇土市子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画」を含めた、第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画となる「宇土市こどもどまんなか計画」を策定しました。

この計画では、こどもたち一人ひとりの「声」に耳を傾けることを大切にしています。こども や若者が自由に集まり、安心して過ごせる居場所をつくること、そしてこどもや若者の意見や 思いをまちづくりに反映させる仕組みを整えます。また、子育て世帯がいきいきとこどもを育 てることができ、家庭、地域、学校が協力してこどもたちを支え合う仕組みづくりを進め、こど もたちが「自分は大切にされている」と実感できる社会を築くことを目指しています。

こどもたちは宇土市の未来そのものです。一人ひとりが夢や希望を持ち、自分らしく成長できる環境をつくることは、私たち大人の責務であり、使命です。この計画を推進していくためには、市民の皆さま一人ひとりのご理解とご協力が欠かせません。共に力を合わせ、こどもたちの笑顔があふれる「こどもどまんなか宇土市」を築いていきましょう。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました宇土市子ども・ 子育て会議委員の皆様をはじめ、関係各位にお礼を申し上げますとともに、アンケート調査等 にご協力いただきました多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

宇土市長 元松 茂樹



# もくじ

第1章	章 計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	こども大綱の概要	2
3.	持続可能な開発目標(SDGs)の推進	5
4.	計画期間	5
5.	計画の位置づけ	6
6.	計画の対象	7
7.	本計画における「こども」表記について	7
8.	計画の策定体制	8
第2章	章 こども・若者を取り巻く現状と課題	11
1.	こども・若者にかかる統計状況	11
2.	アンケート等からみる状況	20
3.	第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画について	34
第3章	章 計画の基本的な考え方	45
1.	基本理念	45
2.	基本目標	46
3.	重点取組	47
4.	計画の体系	50
第4章	章 施策の展開	51
1.	【基本目標1】こどもや若者がきらきらと輝き、希望をもって暮らすことができる。	き551
2.	【基本目標2】こどもや若者の誰もが安心・安全に住むことができるまち	60
3.	【基本目標3】こどもの誕生前から青年期のライフステージに寄り添った支援を受けることができるま	ち72
4.	【基本目標4】誰もがいきいきと安心して子育てができるまち	90
5.	こども・若者施策の推進のために	98
第5章	章 第3期子ども・子育て支援事業計画	99
1.	教育・保育提供区域の設定	99
2.	教育・保育施設の充実	.100
3.	地域子ども・子育て支援事業の充実	.103
4.	放課後児童対策パッケージ	.124
5.	学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	.126
6.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	.127
7.	外国籍の幼児、外国から転入した幼児等への支援	.127
第6章	章 計画の推進	.128
1.	計画の推進体制	.128

2. 計画の推進管理	128
資料編	129
1. 宇土市子ども・子育て会議委員名簿	129
2. 宇土市子ども・子育て会議設置条例	130
3. 宇土市子ども・子育て会議諮問	132
4. 宇土市子ども・子育て会議答申	135
5. 計画の策定経過	137
用語集	138

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、平成27年度から就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度(子ども・子育て支援新制度)が、施行されました。

その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、 令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月に は、こども基本法に基づき、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大 綱」を閣議決定し、これに基づき、令和6年7月に「こどもまんなか実行計画」が策定されました。

なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、当該自治体で「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、こどもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には、こどもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。その後、令和 6 年 6 月には、法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、今後、改正法のもとでさらなる取組の強化が図られることとなっています。

本市では、令和2年3月に「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、計画していた見込み量と現状との乖離が生じるなどしたため、令和5年3月に「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」を実施しました。

本市では「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨を踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村における子ども貧困対策計画」を一体的にした「市町村こども計画」として「宇土市こどもどまんなか計画」を策定しました。

### 2.こども大綱の概要

## (1)

### こども大綱の基本的な方針

「こども大綱」とは、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに東ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。「市町村こども計画」は、「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとされています。

また、「こども大綱」が目指す"こどもまんなか社会"とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

### ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を 保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

#### ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、と もに進めていく。

#### ③ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に 支援する。

#### ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな 状態で成長できるようにする。

### ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望 を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

#### ⑥施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携 を重視する。

## (2) こども施策に関する重要事項

"こどもまんなか社会"を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取組を行っていくとしています。

### 1 ライフステージを通した重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ■こどもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ■遊びや体験活動の推進■生活習慣の形成・定着■こどもまんなかまちづくり 等
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ■成育医療等に関する研究や相談支援 等■慢性疾病、難病を抱えるこども・若者への支援
- ④こどもの貧困対策
- ■教育の支援■保護者の就労支援■経済的支援 等
- ⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援
  - ■地域における支援体制の強化■インクルージョンの推進■特別支援教育等
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ■児童虐待防止対策等の更なる強化■ヤングケアラーへの支援等
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ■こども・若者の自殺対策■インターネット利用環境整備■性犯罪、性暴力対策等

### 2 ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
  - ■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ■こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期 思春期
- ■こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生 等
- ■居場所づくり■いじめ防止■不登校のこどもへの支援 等
- ③青年期
  - ■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
  - ■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実 等

#### 3 子育で当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ■幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援 等
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ■一時預かり、ファミリーサポートセンター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ■長時間労働の是正や働き方改革 等
- ④ひとり親家庭への支援
  - ■児童扶養手当などによる経済的支援
  - ■状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等

### (3) こども施策を推進するために必要な事項

こども家庭庁は、前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点に よる取組や体制を構築していくこととしています。

### 1 こども・若者の社会参画や意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参画や意見表明の機会の充実
  - ■こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
  - ■こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発 等
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
  - ■意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫 等
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ■こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化 等
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

#### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM (証拠に基づく政策立案)
- ■こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討 等
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ■こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上 等
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ■子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開 等
- ④子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報 発信
- ■こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信 等
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
  - ■公共交通機関等における奸産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進 等

#### 3 施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法附則第2条に基づく検討(施行後5年を目途とした施策の実態把握及び必要な方策の検討等)

### 3. 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

「持続可能な開発目標」(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。本市においても、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、取組を推進していきます。





## 4. 計画期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

#### 〈計画の期間〉

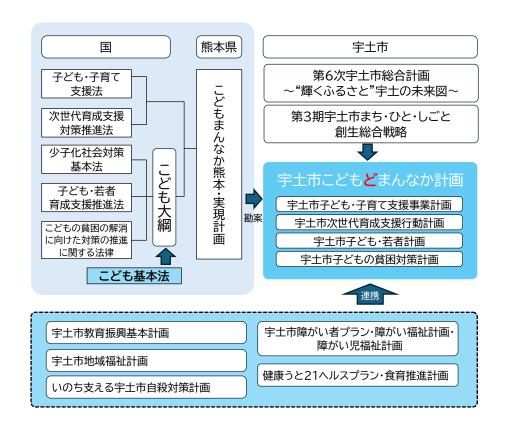
令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)	令和12年度 (2030 年度)
	宇土市こ	ども <mark>ど</mark> まん	なか計画		
					次期計画

### 5. 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」(第 10 条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第 61 条)の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、今後5年間の乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」(第8条)に定める「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」(第9条第2項)に定める「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(第 10 条第2項)に定める「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

本計画は、「第6次宇土市総合計画」や令和6年度策定予定の「第3期宇土市まち・ひと・しごと 創生総合戦略」という上位計画を踏まえるほか、「宇土市地域福祉計画」や「宇土市第4期障がい者 プラン」、「宇土市第7期障がい福祉計画」、「宇土市第3期障がい児福祉計画」、「第4次健康うと2 1ヘルスプラン・食育推進計画」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

#### 〈計画の位置づけ〉



### 6. 計画の対象

本計画は、「こども」、「若者」、「子育て当事者」を対象とします。

「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者をいい、「若者」 については、30歳代までとします。

「こども施策」に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる 者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

### 7. 本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされているため、本計画においては特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、例えば、

- 法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

### 8. 計画の策定体制

## (1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「宇土市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

## (2) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「宇土市こどもどまんなか計画」(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

### ① 調査対象者及び調査目的

調査対象者	調査目的
就学前児童の保護者	子育て支援に関するアンケートとして、
	今、子育てしている世帯から教育・保育・
	子育て支援の「量の見込み」を算出する
小学生の保護者	ためサービスがどれだけ必要かを把握
	し、求めている支援等を検討するため。
小学5年生·中学2年生	普段の生活状況やこどもからみた世帯
	の状況、保護者のこどもに対する接し方
小学5年生・中学2年生の保護者	等を把握するため。
こども・若者(18~39歳)	生活の実態や結婚観、将来の市内定住
	意向など次世代を担う住民の意向等を
	把握するため。

### ② 調査方法及び有効回収率

調査対象者	配布数	有効回収数(有効回収率)
就学前児童の保護者	1, 000人	602人(60. 2%)
小学生の保護者	1, 000人	599人(59. 9%)
小学5年生・中学2年生	720人	262人(36. 4%)
小学5年生・中学2年生の保護者	720人	233人(32. 4%)
こども・若者(18~39歳)	1, 000人	353人(35. 3%)

### (3) うとん目安箱(オンライン目安箱)の実施

宇土市にお住まいの方を中心に「今はこのようなことで困っている」「今後こうなったらいいな」など、6つのテーマを設け、課題や要望、それを解決するためのアイデアをオンラインにて募集しました。

### ① 募集対象者及び募集時期

募集対象者	募集時期
宇土市民を中心に市外の方にも広く募集	令和6年6月1日~令和6年7月31日

### ② 周知方法

- 広報やHPへの掲載
- LINEによる周知
- 各小中学校・保育所への周知(先生方や保護者、生徒・児童への周知を依頼)
- 市 PTA 連合会へのチラシの配布等

### ③ 意見結果

61人の方から合計84件の意見をいただきました。

テーマ	意見数
1. 子育で・育児に関すること	28件
2. 学校に関すること	19件
3. こどもや若者の居場所に関すること	12件
4. 仕事に関すること	7件
5. 将来に関すること	8件
6. その他	10件
合計	84件

## (4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

## (5) パブリック・コメントの実施

令和7年2月に計画案を広く公表して、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

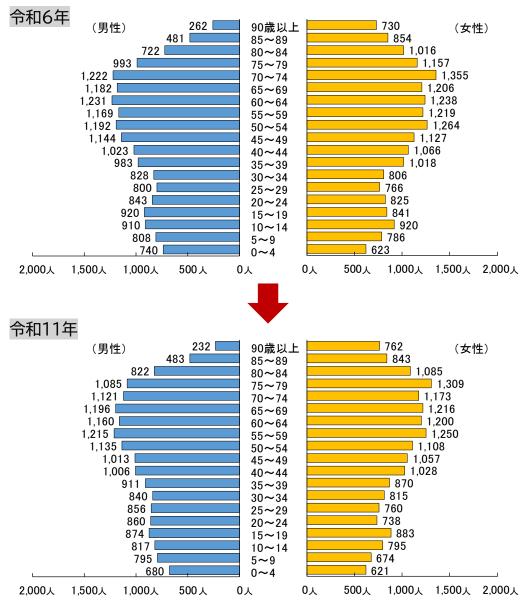
### 1. こども・若者にかかる統計状況

## (1) 人口の動向

### ① 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、令和6年の人口実績では男性は60歳~64歳、女性は70歳~74歳の人口が最も多いことが分かります。令和11年には15歳~49歳の女性人口は、298人減少することが見込まれています。

### 〈人口ピラミッド〉



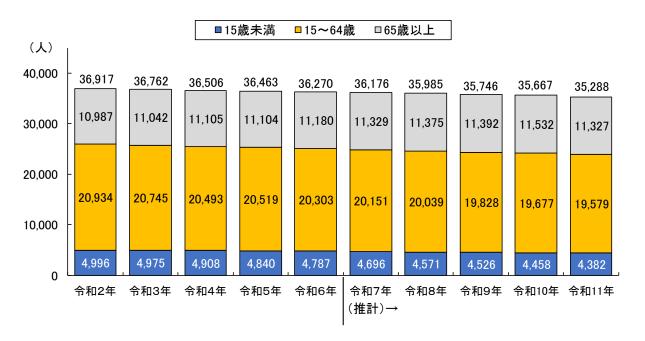
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和11年はコーホート変化率法による推計

### ② 人口の推移及び将来推計

各年齢・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

令和 2 年度以降、人口減少傾向は継続し令和 6 年には 36,270 人となっています。人口の将来推計によると、今後も人口減少傾向は継続し、令和 11 年には 35,288 人になると見込まれています。

#### 〈人口の推移及び将来推計〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

### ③ 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計

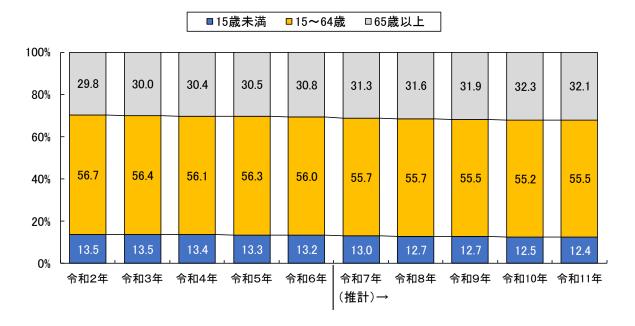
人口を年齢別に3区分(15歳未満、15~64歳、65歳以上)し、その内訳の推移をみると、令和2年では全人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は29.8%であったのが、令和6年には30.8%になっています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、令和2年では13.5%であったのが、令和6年では13.2%となっており、減少傾向は継続し、高齢化と同時に少子化が進行していることが分かります。

人口推計の結果、今後も高齢化は進行し、令和 11 年には高齢化率が 32.1%となる見込みです。これは、本市の市民の約3人に1人が高齢者になることを意味しています。また、少子化の傾向についても、今後も緩やかに継続する見込みです。

また、この将来推計については、本市が作成している将来展望人口(宇土市人口ビジョンで 設定している目標人数)と大きな乖離はありませんでした。

#### 〈年齢3区分人口割合の推移及び将来推計〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

#### コーホート変化率法とは

各コーホート(ここでは各年の1歳毎の年齢層のこと)、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

### ④ 第3期計画期間中の17歳以下各年齢別人口推計

各年齢・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

各年齢別の人口の将来推計をみると、すべての年齢が減少傾向にあり、12~17歳では、 令和11年には2,003人となっており、令和6年と比べて204人の減少が見込まれています。

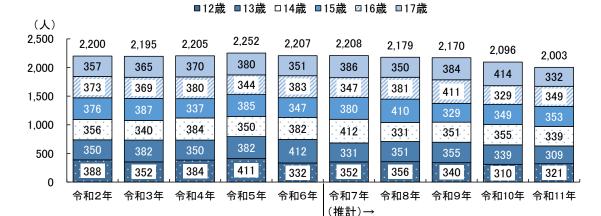
#### 〈人口推計結果(0~5歳)〉



#### 〈人口推計結果(6~11歳)〉



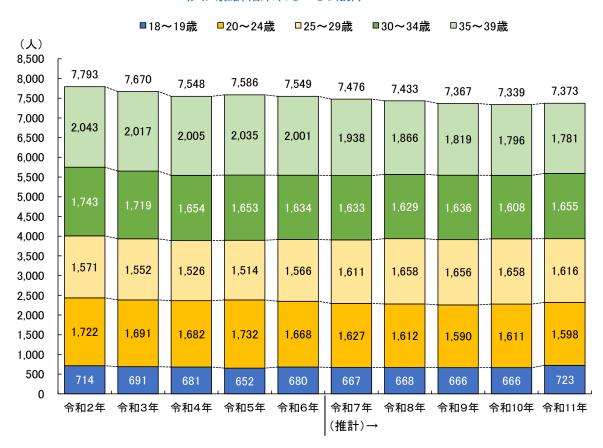
### 〈人口推計結果(12~17歳)〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

若者(18~39歳)の人口の将来推計をみると、令和6年の人口実績では7,549人であったのが、6年後の令和11年には7,373人となっており、令和6年と比べて176人の減少が見込まれています。

### 〈人口推計結果(18~39歳)〉



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)令和7年からはコーホート変化率法による推計

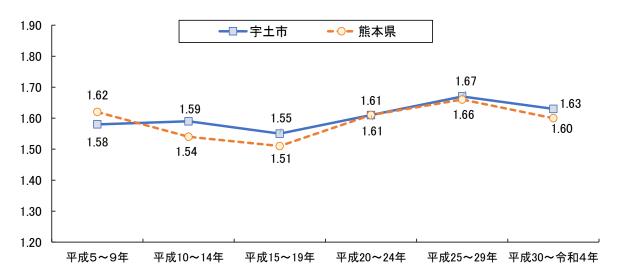
### (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産むこどもの数の平均を指す指標です。ベイズ推定とは、偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる手法です。本市の人口規模では、必ずしもこのような推定手法を用いる必要はありませんが、人口規模の少ない他自治体との比較が可能となるなど利点も多いことから、ベイズ推定値の推移をみることとします。

本市の合計特殊出生率は、概ね県平均と同様の傾向にありますが、人口置換水準(人口が増加 も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準)である 2.07 を大きく下回って推 移しています。

本市の合計特殊出生率は、平成 15 年から平成 19 年では 1.55 まで低下し、平成 20 年から平成 24 年では 1.61 と増加傾向に転じていますが、平成 30 年から令和 4 年には再び減少傾向となっています。人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性(人口統計上 15 歳から 49 歳と定義)の総人口が減少していくことは確実であり、合計特殊出生率を高める取組だけでは少子化対策として不十分であると言えます。

### 〈合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移〉



資料:人口動態保健所•市区町村別統計【人口動態統計特殊報告】

### ベイズ推定とは

当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するという形でベイズ推定を適用し、数値を算出しています。

## (3) 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にありますが、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

子育て世帯についてもいわゆる核家族世帯が増加することで、悩みや心配事を相談すること ができず、家庭内で孤立するリスクが年々高まっていることが見て取れます。

### 〈世帯の推移〉

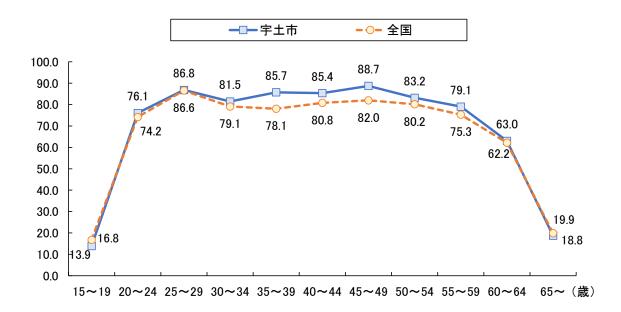


資料:国勢調査

## (4) 経済状況及び就業構造の変化

共働き世帯数が増加傾向にあり、本市における女性の年齢階層別労働力人口割合(M字カーブ)をみると、30歳代では出産・育児での労働力人口の落ち込みが見られますが、全国平均と比べて高くなっています。

### 〈女性の年齢階層別労働力人口割合〉

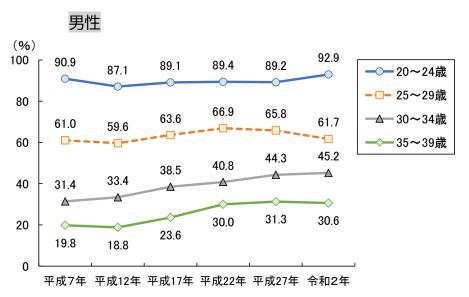


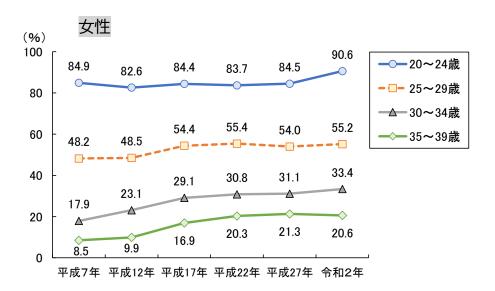
資料:国勢調査(令和2年10月1日現在)

## (5) 未婚率の推移

20歳~39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、男女ともに30歳代では未婚率が上昇していることがわかります。特に令和2年には女性20~24歳の未婚率が上昇しています。男女ともに、未婚化、晩婚化が進行しており、男性は女性と比べて全体的に1割程度高くなっています。

### 〈未婚率の推移〉





資料:国勢調査

## 2. アンケート等からみる状況

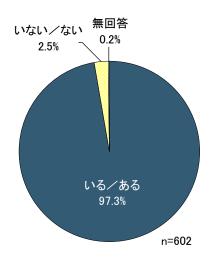
## (1)

### 就学前児童保護者の調査結果

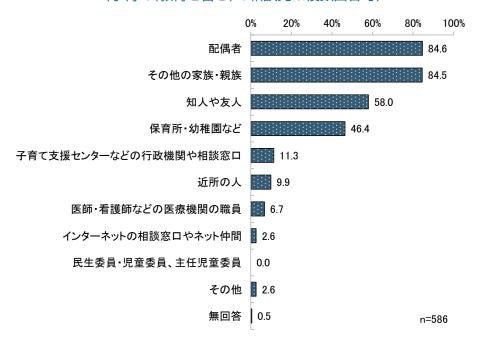
### ① 子育て等の相談

子育て(教育を含む)を気軽に相談できる人や場所の有無は、「いる/ある」が97.3%、「いない/ない」が2.5%となっています。相談先は、「配偶者」が84.6%と最も高く、次いで「その他の家族・親族」が84.5%、「知人や友人」が58.0%となっています。

### 〈子育て(教育を含む)を気軽に相談できる人や場所の有無〉



#### 〈子育て(教育を含む)の相談先※複数回答可〉

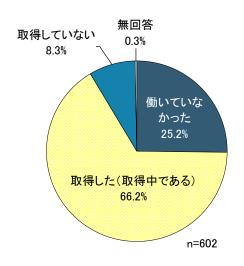


### ② 育児休業の取得状況

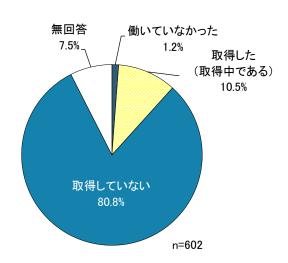
母親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中である)」が66.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が25.2%、「取得していない」が8.3%となっています。

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が80.8%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が10.5%、「働いていなかった」が1.2%となっています。

#### 〈母親の育児休業の取得状況〉



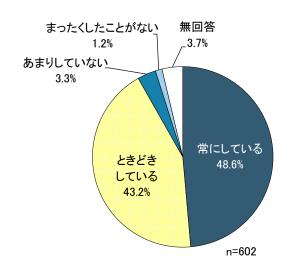
#### 〈父親の育児休業の取得状況〉



### ③ こどもの意見を聞き入れる意識

こどもの意見や要望を聞き、取り入れるよう意識しているかは、「常にしている」が 48.6% と最も高く、次いで「ときどきしている」が 43.2%、「あまりしていない」が 3.3%となっています。

#### 〈こどもの意見や要望を聞き、取り入れるよう意識しているか〉

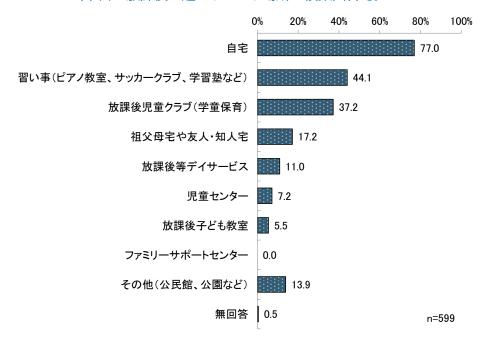


## (2) 小学生保護者の調査結果

### ① 平日の放課後に過ごしている場所

平日の放課後に過ごしている場所は、「自宅」が 77.0%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 44.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 37.2%となっています。

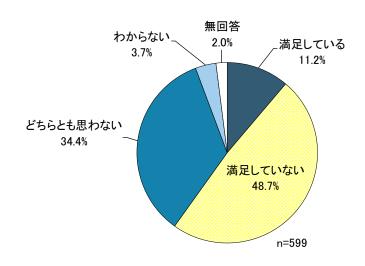
### 〈平日の放課後に過ごしている場所※複数回答可〉



### ② こどもの遊び場

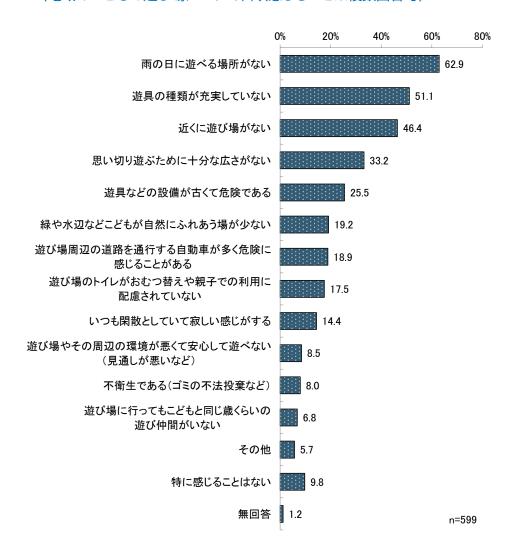
地域におけるこどもの遊び場の満足度は、「満足していない」が 48.7%と最も高く、次いで「どちらとも思わない」が 34.4%、「満足している」が 11.2%となっています。

### 〈地域におけるこどもの遊び場の満足度〉



地域のこどもの遊び場について日頃感じることは、「雨の日に遊べる場所がない」が 62.9%と最も高く、次いで「遊具の種類が充実していない」が 51.1%、「近くに遊び場がない」が 46.4%となっています。

### 〈地域のこどもの遊び場について日頃感じること※複数回答可〉

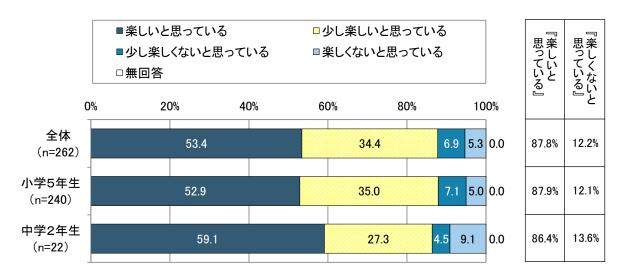


## (3) 小学5年生・中学2年生の調査結果

### ① 学校生活

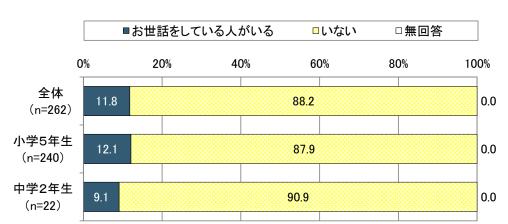
学校生活は楽しいと思うかは、全体では「楽しいと思っている」が53.4%と最も高く、次いで「少し楽しいと思っている」が34.4%、「少し楽しくないと思っている」が6.9%となっています。

### 〈学校生活は楽しいと思うか〉



### ② 家族の中で世話をしている人

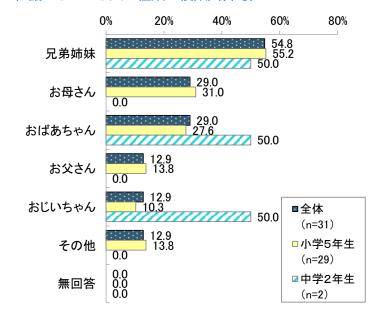
家族の中で誰かのお世話をしている人がいるかは、全体では「いない」が 88.2%、「お世話をしている人がいる」が 11.8%となっています。



〈家族の中でお世話をしている人がいるか〉

お世話をしている人の種類は、全体では「兄弟姉妹」が54.8%と最も高く、次いで「お母さん」「おばあちゃん」がそれぞれ29.0%、「お父さん」「おじいちゃん」がそれぞれ12.9%となっています。

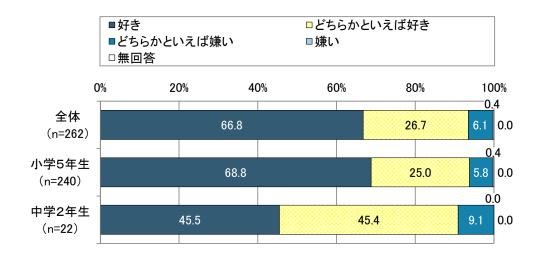
### 〈お世話をしている人の種類※複数回答可〉



### ③ 宇土市が好きか

宇土市が好きかは、全体では「好き」が 66.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば好き」が 26.7%、「どちらかといえば嫌い」が 6.1%となっています。

### 〈宇土市が好きか〉



宇土市が好きな理由は、「自然・景観」が49件と最も多く、次いで「友達がたくさんいる」が34件、「楽しい」「人柄(優しい・親切)」がそれぞれ24件となっています。

宇土市が嫌いな理由は、「遊ぶ場所が少ない」が5件と最も多く、次いで「お店が少ない」が4件、「周辺環境(騒音、町で変な人がいたりする、野良猫)」「図書館(古い、本が少ない)」「何もないから」「人柄(挨拶しても無視される、悪口を言う)」「人間関係(いじめ、トラブル、仲間外れ)」がそれぞれ3件となっています。

### 〈宇土市が好きだったり嫌いだったりする理由〉

宇土市が好きな理由(上位5項目)	件数
自然·景観	49 件
友達がたくさんいる	34 件
楽しい	24 件
人柄(優しい・親切)	24 件
安心する、居心地がいい、穏やか	18 件
生まれ育った地元だから	16 件

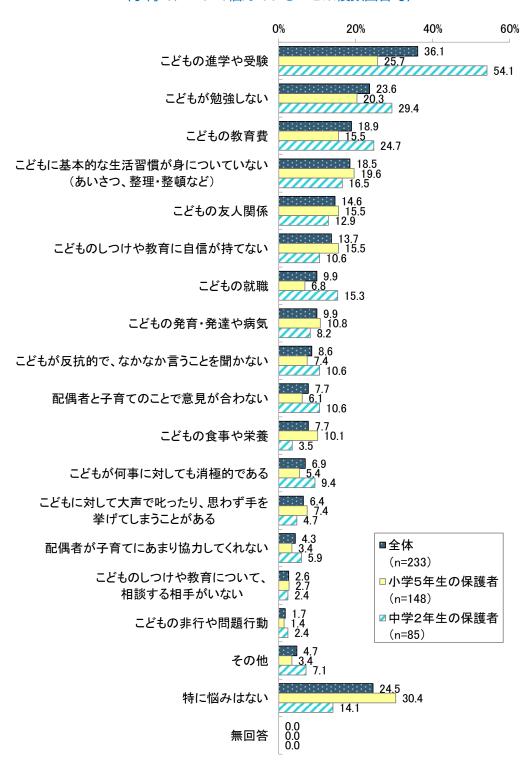
宇土市が嫌いな理由(上位5項目)	件数
遊ぶ場所が少ない	5 件
お店が少ない	4 件
周辺環境(騒音、町で変な人がいたりする、野良猫)	3 件
図書館(古い、本が少ない)	3 件
何もないから	3 件
人柄(挨拶しても無視される、悪口を言う)	3 件
人間関係(いじめ、トラブル、仲間外れ)	3 件
発展がない、さびれている	2 件
人口が少ない、学校の先生が勉強をわかるまで教えてくれないし 差別をされるから、公園設備が古い	各 1 件

## (4) 小学5年生・中学2年生保護者の調査結果

### ① 子育ての悩み

子育てについて悩んでいることは、全体では「こどもの進学や受験」が36.1%と最も高く、次いで「こどもが勉強しない」が23.6%、「こどもの教育費」が18.9%となっています。

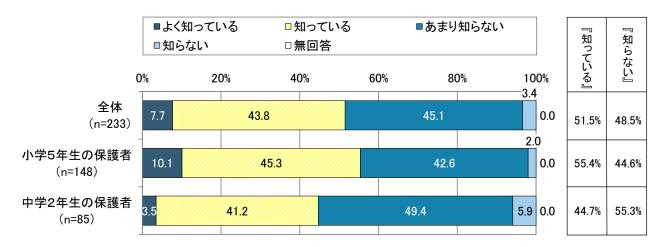
### 〈子育てについて悩んでいること※複数回答可〉



### ② こどもの悩みの認知

こどもの悩みを知っているかは、全体では「あまり知らない」が 45.1%と最も高く、次いで「知っている」が 43.8%、「よく知っている」が 7.7%となっています。

### 〈こどもの悩みを知っているか〉



### (5) こども・若者の調査結果

### ① 現在の生活に関する考え方について

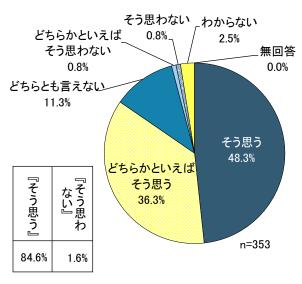
今、幸せだと思うかは、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた)が84.6%となっています。

自分のことが好きかは、『好き』(「好き」と「だいたい好き」を合わせた)が 78.7%となっています。

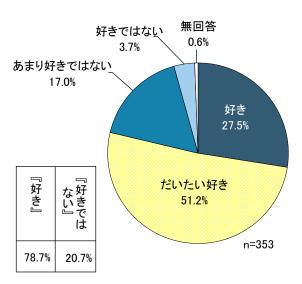
周りの人から大切にされていると感じるかは、『そう思う』(「そう思う」と「まあそう思う」 を合わせた)が 95.5%となっています。

孤独であると感じることがあるかは、「ほとんどない」が35.0%と最も高くなっています。

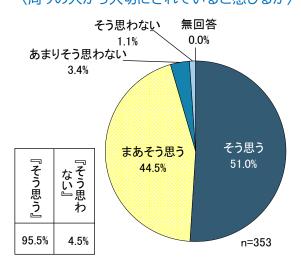
### 〈今、幸せだと思うか〉



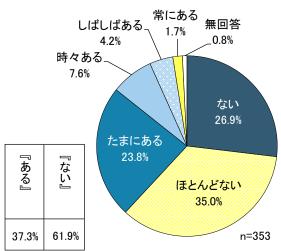
### 〈自分のことが好きか〉



### 〈周りの人から大切にされていると感じるか〉

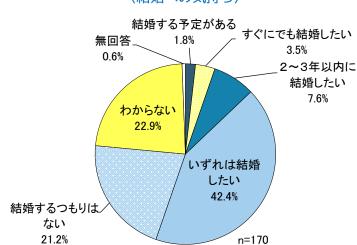


#### 〈孤独であると感じることがあるか〉



### ② 結婚観

結婚への気持ちは、「いずれは結婚したい」が 42.4%と最も高く、次いで「わからない」が 22.9%、「結婚するつもりはない」が 21.2%となっています。

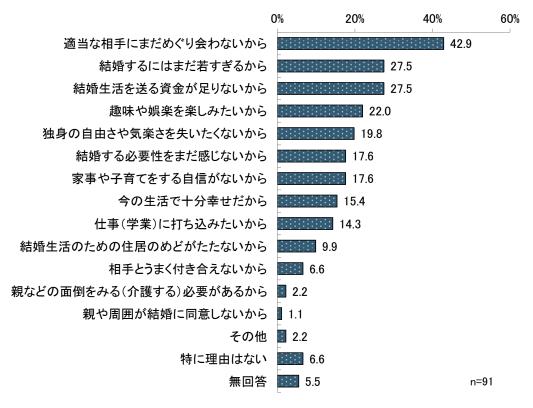


### 〈結婚への気持ち〉

### ③ 独身の理由

独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が 42.9%と最も高く、次いで「結婚するにはまだ若すぎるから」「結婚生活を送る資金が足りないから」がそれぞれ 27.5%、「趣味や娯楽を楽しみたいから」が 22.0%となっています。

### 〈独身でいる理由※複数回答可〉



# ④ 宇土市のいいところ

宇土市のいいと思うところは、「交通アクセス」が85件と最も多く、次いで「生活する上で公共施設や商業施設が充実している」が58件、「自然・景観」が57件となっています。

### 〈宇土市のいいと思うところ〉

宇土市のいいと思うところ	件数
交通アクセス(熊本県の真ん中、熊本市に近い、渋滞が少ない等)	85 件
生活する上で公共施設や商業施設が充実している(買い物等が便利)	58 件
自然・景観(自然豊か、海が近い等)	57 件
住みやすい・生活しやすい(利便性の良さ、治安が良い)	44 件
静かで過ごしやすい	17 件
子育て支援の充実(医療費助成制度、子育てしやすい等)	16 件
人柄(優しい、温かい)	16 件
ほどよい田舎	16 件
行政支援の充実(商品券、補助金、検診等)	15 件
熊本県の中央	7 件
名所(長部田海床路、住吉自然公園、栗崎の大樟、西岡台、御輿来海岸の夕焼け、轟水源等)	7 件
食べ物がおいしい(海苔、野菜)	6 件
祭り等の地域行事が盛ん	4 件
人口密度(人が多すぎず、少なすぎず)	3 件
部活動が盛ん	2 件

# (6) うとん目安箱(オンライン目安箱)の実施

うとん目安箱に寄せられたご意見の一部を掲載しています。

# 「困っていることや要望」と「解決のためのアイディア」 ※⇒は「解決のためのアイディア」の意見

### テーマ1「子育て・育児に関すること」

- ・副食費や給食費の無償化
- ・ 学用品費等の補助
- 公園整備
- 相談先がわからない。
  - ➡こどもの発達についての相談先の周知。情報交換や相談の場として茶話会を開く。
- 医療費助成などのオンライン申請利用希望
- ・ 土日の施設開放
  - ➡支援センターの土日の開放
- こども園を増やしてほしい。

### テーマ2「学校に関すること」

- 不登校児のオンライン授業の希望
  - ➡すべての児童へのタブレットを使ったオンライン授業の取り入れ

### テーマ3 「こどもや若者の居場所に関すること」

- ・こどもが安心して遊べる公園の整備
  - →遊具の整備。清潔で明るい洋式トイレの整備 大型遊具でこどもが体を動かせる環境を増やす。
- 中学生や高校生が静かに勉強できる場所が宇土市の図書館にはないと思う。
- ・保護者の帰宅まで一人で過ごす時間が長く心配。
  - ➡子ども食堂や学習スペースなどを地区ごとに設置する。
- ・学校に行けなくなったこどもの居場所がない、または少ない。特に中学生以降は支援も薄く、 相談先や情報は殆どない。その為、家庭は孤立せざるを得ない。
  - ➡教育支援センターを増やす。図書館を明るく快適な場所にする。

# 3. 第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画について

# (1) 教育・保育施設の状況

本市においては、定員を超える受け入れを行い、待機児童が発生しないよう対応しています。 特に O 歳から 2 歳児については、年度途中で待機児童が発生していることから、令和 7 年度に 新たに保育施設の開設を予定しており、待機児童の解消を図ることとしています。

### 【認定区分】

子ども・子育て支援新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由 や時間に応じて、市が保育の必要性を認定します。認定区分は、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」	保育所・認定こども園
	に該当し、保育所等での保育を希望する場合	
3号認定	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」	保育所・認定こども園・地
	に該当し、保育所等での保育を希望する場合	域型保育事業所

## ① 1号認定

満3歳から5歳までの「保育の必要な事由」に該当しないこどもに対し、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)による教育を行います。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	130	128	132	133	133
実績値(利用量)	(人)	136	134	139	139	134
実績値(確保方策)	(人)	183	183	183	183	188
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	47	49	44	44	54

# ② 2号認定

## ア. 幼稚園の希望が強いと推定される者

保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までのこどもに対し、幼稚園、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	48	47	49	49	49
実績値(利用量)	(人)	41	56	54	50	69
実績値(確保方策)	(人)	67	67	67	67	77
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	26	11	13	17	8

### イ. 2号認定のうちア以外

保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までのこどもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	718	706	732	758	745
実績値(利用量)	(人)	779	754	767	748	743
実績値(確保方策)	(人)	701	706	698	711	713
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	▲78	▲48	▲69	▲37	▲30

# ③ 3号認定

保育の必要性の認定を受けた満〇歳から2歳までのこどもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

# ア. 0歳児

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	158	156	152	59	58
実績値(利用量)	(人)	57	70	60	66	69
実績値(確保方策)	(人)	124	132	126	112	117
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	67	62	66	46	48

# イ.1、2歳児

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	510	514	480	419	412
実績値(利用量)	(人)	454	446	420	434	421
実績値(確保方策)	(人)	419	427	423	424	427
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	▲35	▲19	▲3	▲10	6

# (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

### ① 利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

妊娠期から出産・子育て期まできめ細やかな支援の提供を目指し、令和 2 年に開始しました。様々な課題を抱える妊産婦に対し、支援プランを作成し、今後の見通しを一緒に立てるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら切れ目のないサポートを行いました。令和 6 年度からこども家庭センターへ事業を移行し、実施しています。

### ア. 基本型・特定型

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(か所)	0	0	0	0	0
実績値	(か所)	0	0	0	0	0

### イ. 母子保健型

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(か所)	1	1	1	1	1
実績値	(か所)	1	1	1	1	1

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

「お出かけつどいの広場」の利用者増加のために、実施日の周知や西部地区の皆様にも利用 しやすい場所であること等のメリットを活かした周知啓発やイベントを実施する必要があり ます。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人回)	8,994	8,994	8,528	8,823	8,798
実績値(利用量)	(人回)	6,212	6,909	6,791	8,605	8,605
実績値(確保方策)	(人回)	6,212	6,909	6,791	8,605	8,605
【実績値】 確保方策-利用量	(人回)	0	0	0	0	0

### ③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進とともに胎児の成育状況を確認するため、妊娠期間中に医学的検査や 保健指導を行う事業です。

妊娠届出の際は、すべての妊婦に個別面談を行い、特に支援が必要と思われる妊婦については、定期的な連絡、訪問する等により、妊婦健診を適切に受診できるよう対応しました。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	300	300	300	300	300
実績値(利用量)	(人)	294	298	289	276	280
実績値(確保方策)	(人)	294	298	289	276	280
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	0	0	0	0	0

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和 5 年度から母子手帳アプリの質問票サービスを導入し、訪問前に母親からアンケートによる回答をいただいております。その内容を確認した上で訪問を行い、母親の不安に寄り添った手厚い支援ができるよう取り組んでいます。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	270	266	260	254	248
実績値(利用量)	(人)	262	255	255	251	248
実績値(確保方策)	(人)	262	255	255	251	248
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	0	0	0	0	0

### ⑤ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和5年度までは主にホームヘルパーによる「育児・家事援助」を事業委託として実施していました。令和6年度からは養育支援訪問事業の中核となる機関をこども家庭センターとし、健康づくり課員と共同で支援を実施しています。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	10	10	10	10	10
実績値(利用量)	(人)	2	2	5	3	10
実績値(確保方策)	(人)	2	2	5	3	10
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	0	0	0	0	0

### ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、コロナ禍前より依頼会員は増えていますが、協力会員の確保が課題となっています。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	0	0	0	0	0
実績値(利用量)	(人日)	118	112	114	210	210
実績値(確保方策)	(人日)	118	112	114	210	210
【実績値】 確保方策-利用量	(人日)	0	0	0	0	0

### ⑦ 一時預かり事業等

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼稚園の在園児を対象として、保護者の勤務や事情により、標準教育時間の前後や長期休業 期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	6,468	6,468	6,468	6,468	6,468
実績値(利用量)	(人日)	5,456	8,325	6,693	7,847	7,491
実績値(確保方策)	(人日)	5,456	8,325	6,693	7,847	7,491
【実績値】 確保方策-利用量	(人日)	0	0	0	0	0

イ. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業【未就学児分】)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

一時預かり事業とは、未就学児を対象に保護者の勤務や事情により、こどもを一時的に保育所等の施設において、預かりを行う事業です。子育て援助活動支援事業は、子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童の養育等が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において夜間や休日及び一定期間養育・保護を行う事業です。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	3,898	3,866	3,829	3,801	3,758
実績値(利用量)	(人日)	659	256	152	245	279
実績値(確保方策)	(人日)	659	256	152	245	279
【実績値】 確保方策-利用量	(人日)	0	0	0	0	0

# ⑧ 延長保育事業

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間を超える場合に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

令和6年度から19時以降の延長保育を実施する保育所がなくなったため、今後それ以降の対応ができる園がないことが課題です。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	282	280	278	276	273
実績値(利用量)	(人)	611	545	623	523	540
実績値(確保方策)	(人)	611	545	623	523	540
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	0	0	0	0	0

### ⑨ 病児·病後児保育事業

病児や病後児について、専用スペース等において、保育士及び看護師が一時的に保育等を行う事業です。

本市では、宇土地区医師会館内に病児・病後児保育施設「パンダ」を設置しています。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	278	276	271	266	258
実績値(利用量)	(人日)	193	130	94	162	124
実績値(確保方策)	(人日)	193	130	94	162	124
【実績値】 確保方策-利用量	(人目)	0	0	0	0	0

### ⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度現在、市内14か所で実施しています。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」に沿った取組も引き続き求められるとともに、事業の継続及び定員増のためには、放課後児童支援員等の確保が必要不可欠であることから、その処遇改善を行う等、本事業を取り巻くハード・ソフト両面において環境を整備する必要があります。

校区によって、様々なニーズや課題があるため、校区毎の特性を考慮した量の見込みの算出 が必要です。

### ア. 宇土小学校区(4か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	266	239	249	247	254
実績値(利用量)	(人)	266	239	249	223	223
実績値(確保方策)	(人)	180	180	180	220	220
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	▲86	<b>▲</b> 59	▲69	<b>▲</b> 3	▲3

### イ, 宇土東小学校区(2か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
計画値(量の見込み)	(人)	102	99	109	98	94			
実績値(利用量)	(人)	102	99	109	98	82			
実績値(確保方策)	(人)	80	80	80	80	80			
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	▲22	▲19	▲29	▲18	▲2			

### ウ. 花園小学校区(4か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	175	154	146	156	150
実績値(利用量)	(人)	175	154	146	175	196
実績値(確保方策)	(人)	178	177	177	177	188
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	3	23	31	2	▲8

# エ. 走潟小学校区(1か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	33	34	36	33	31
実績値(利用量)	(人)	28	27	23	22	26
実績値(確保方策)	(人)	30	30	30	30	30
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	2	3	7	8	4

# オ. 緑川小学校区(1か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	26	28	29	27	26
実績値(利用量)	(人)	23	29	22	20	25
実績値(確保方策)	(人)	30	30	30	30	30
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	7	1	8	10	5

# カ. 網津小学校区(1か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	44	48	48	50	50
実績値(利用量)	(人)	42	31	36	36	38
実績値(確保方策)	(人)	40	40	40	40	45
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	▲2	9	4	4	7

# キ.網田小学校区(1か所)

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	58	58	57	56	54
実績値(利用量)	(人)	68	63	53	48	46
実績値(確保方策)	(人)	60	60	60	60	60
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	<b>▲</b> 8	<b>▲</b> 3	7	12	14

# ① 放課後児童健全育成事業(放課後子供教室)

保護者の就労に関わらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、地域に住む 指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域でこどもを見守り、心身ともに健 やかな成長を促進する事業です。

放課後子供教室で講師となる地域の協力者はボランティアとなっており、その高齢化や減少が課題となっています。

今後、若年層のボランティアの確保が必要です。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人)	12	14	16	18	20
実績値(利用量)	(人)	17	12	14	22	16
実績値(確保方策)	(人)	17	12	14	22	16
【実績値】 確保方策-利用量	(人)	0	0	0	0	0

### ② 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童 について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

乳幼児のショートステイについては、利用希望があった場合に、受け入れ施設が少ないのが 課題となっています。

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値(量の見込み)	(人日)	45	45	45	45	45
実績値(利用量)	(人日)	43	37	11	26	45
実績値(確保方策)	(人日)	43	37	11	26	45
【実績値】 確保方策-利用量	(人日)	0	0	0	0	0

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において、「宇土っ子のゆたかな心と 元気な体を育む」を基本理念に掲げ、各種施策を進めてきました。

今後はこどもと若者の視点を取り入れ、こどもや若者の声を聴き、行政と地域が一体となって、 こども・若者施策を実施していく必要があります。

このような認識のもと、本市では、未来を担うこどもや若者たちがいきいきと自分らしく健やか に成長でき、夢や希望を持ってきらきらと輝き続けることができるまちを目指すため、本計画の基 本理念を次のとおりとします。

# <基本理念>

宇土市で咲かせる、こども・若者の夢と希望



# 2. 基本目標

(1)こどもや若者がきらきらと輝き、希望をもって暮らすことができるまち

社会や地域等がこどもや若者、子育て当事者を中心にとらえて、応援する「こどもまんなか社会」を実現します。そのため、こどもや若者を権利の主体とし、こどもや若者の意見を聴き、人権を尊重するとともに、すべてのこどもや若者が輝く未来に希望をもって暮らしていくことができるまちを目指します。

(2)こどもや若者の誰もが安心・安全に住むことができるまち

宇土市に住むこどもや若者全員が安心・安全に生活できるまちを目指します。

(3)こどもの誕生前から青年期のライフステージに寄り添った支援を受けることができるまち

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期、学童期、思春期、青年期、それぞれで生活習慣や必要な支援は異なります。ライフステージに応じた支援が行えるように支援体制を充実させるとともに、居場所づくり等のニーズに合った場所を提供する等しっかりと寄り添うことができるまちを目指します。

(4)誰もがいきいきと安心して子育てができるまち

子育て当事者が安心していきいきとこどもを育てることができる環境づくりや支援が 充実したまちを目指します。

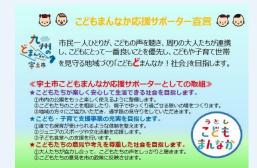
## 3. 重点取組

## 重点目標1

こどもたちの意見や考えを尊重し、自分らしく将来に希望が持てるまち づくりを行います!

こどもの「意見」や「考え」を第一に考え、取組を推進し、こどもたちが自分らしく、大切 に育てられていることを実感し、将来に希望を持って成長できる社会の実現を目指します。そ のためにも、本市では「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、市民一人ひとりが、こ どもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや 子育て世帯を見守る地域づくり「こどもとまんなか!社会」を目指します。

また、こどもの社会参画やこどもの権利の周知のための広報活動等を行います。



本市では、こども家庭庁が掲げる「こども まんなか」の趣旨に賛同し、令和6年11月17 日に元松茂樹市長が「こどもまんなか応援サ ポーター宣言」を行いました。

### 関連する事業

- こども未来都市シンポジウムの実施(52頁) こどもの人権の啓発(52頁)
- こどもまんなか応援サポーターの推進 (52 頁) こどもの参画の推進 (52 頁)
- こども・若者の意見の反映(52頁)

※()は記載している頁数を表しています。

	項目		目標値 令和 11 年度	データ
	こどもの権利の認知度	27. 2%	50.0%	就学前の保護 者用アンケー ト
	「名前も内容も知っている」割合	26. 9%	50.0%	小学生の保護 者用アンケー ト
成果	<b>自分には自分らしさというものがある</b> 「あてはまる」と「少しあてはまる」の合計の割合	84. 0%	90.0%	小5·中2アン ケート
指標	<b>今の自分が好き</b> 「あてはまる」と「少しあてはまる」の合計の割合	69. 9%	80. 0%	小5·中2アン ケート
	<b>将来について明るい希望を持っている</b> 「あてはまる」と「少しあてはまる」の合計の割合	79.0%	85. 0%	小5·中2アン ケート
	あなたは今、幸せか 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計の割合	84. 5%	90.0%	こども·若者ア ンケート
活動	こどもの権利に関する啓発活動回数	1 回	3 回以上	宇土市生涯活 動推進課・子育 て支援課資料
指標	宇土市こどもまんなか応援サポーター宣言 に賛同しサポーター宣言した団体数	<b>26 団体</b> (R7. 2. 4 現在)	50 団体以上	宇土市子育て 支援課資料

## 重点目標2

### こどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを行います!

アンケート調査では「こどもの視点に立った居場所」の満足度が低く、また、うとん目安箱 では「こどもが遊べる場所がない」という意見が多くあがっています。こどもの健やかな成長 のため、安全・安心して遊べる場所や居場所となる施設を整備します。

### 【旧遊技場】



旧遊技場の施設を活用し、図書館機能を 併せ持った多目的市民交流施設の整備や教 育支援センターの機能を持ち、こどもや若者 が安心して過ごせる「第三の居場所」となる サードプレイスの整備、こどもや子育て当事 者が安全・安心して利用しやすい公園の再整 備等に着手します。

### 関連する事業

- つつじヶ丘農村公園の再整備(80頁)
- 宇土走潟地区かわまちづくり事業(80頁)
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(80頁)
- 子どもサードプレイスの設置 (55頁) 多目的市民交流施設の整備 (80頁)
  - 放課後子供教室推進事業(55頁)

※()は記載している頁数を表しています。

	項目	現状値 令和6年度	目標値 令和 11 年度	データ
	こどもの視点に立った居場所の充実	31. 2%	50.0%	就学前の保護者 用アンケート
成果 指標	「満足」と「どちらかといえば満足」の合計の割合	22. 9%	50.0%	小学生の保護者 用アンケート
	若者の視点に立った居場所の充実 「満足」と「どちらかといえば満足」の合計の割合	_	50.0%	こども・若者ア ンケート
活動	こども・若者の居場所となる施設等の整備 か所数	_	<sup>令和11 年度までに</sup> 4 か所以上 整備	-
指標	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラ ブ)の待機児童数	0人	0人	宇土市子育て支 援課資料

### 誰にとってもわかりやすい情報の発信と周知を強化します!

こども・若者に関する様々な取組を実施していても住民に届いていなければ意味がありません。そのため、本市のこども・若者に関する取組を必要としている方にわかりやすく届くような取組を行います。

以下の情報を発信し、こども・若者・子育て当事者が必要な情報をキャッチできるようにします。

- 妊娠する前から様々な悩みや相談事に対して相談体制や必要な情報
- 乳幼児健診の推進や予防接種
- ひとり親家庭への支援

等



宇土市公式 LINE は、子育て、学校連絡、ごみのリマインダー機能、 防災など、利用者が必要としている情報を選び受信することができま す。さらに、乳幼児健診の予約変更やお子様の健康・心理相談の窓口 予約など市役所の開庁時間に関わらず 24 時間受け付けています。

	項目		目標値 令和 11 年度	データ
	子育てに関する情報提供		50.0%	就学前の保護者 用アンケート
成果	「満足」と「どちらかといえば満足」の合計の割合	36. 1%	50.0%	小学生の保護者 用アンケート
指標	ヤングテレホンの認知度	21.0%	40.0%	小 5・中 2 アンケ ート
	「知っている」の割合	65. 7%	80.0%	小 5・中 2 の保護 者アンケート
活動 指標	子育てに関する情報等を網羅したホームペ ージの作成	_	作成	_

### 重点目標4

教育・保育施設の充実に取り組みます!

令和 6 年度当初は、保育所の待機児童数はO人となりましたが、年度途中では引き続き待機児童が発生している状況です。今後も、潜在的に待機児童が発生する状況が予想されるため、ニーズに合わせた受け皿の整備を行います。

	項目		目標値 令和 11 年度	データ
成果 指標	保育所の待機児童数(4月1日現在)	0人	0人	宇土市子育て支 援課資料
活動	保育施設の充実		17 園	宇土市子育て支 援課資料
指標	医療的ケア児受入可能保育施設の充実	0 園	2 園	宇土市子育て支 援課資料

## 4. 計画の体系

# 基本理念

# 宇土市で咲かせる、こども・若者の夢と希望

# 基本目標 1

こどもや若者がきらきらと 輝き、希望をもって暮らす ことができるまち

- 1 こどもや若者が権利の主体であること の啓発
- 2 様々な遊びや体験、活躍できる 機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない 保健・医療の提供

# 基本目標 2

こどもや若者の誰もが 安心・安全に住むことが できるまち

- 1 こどもの貧困対策
- 2 障がい児や医療的ケア児等への支援
- 3 児童虐待防止対策や社会的養護等の 推進
- 4 こどもや若者の自殺対策及び犯罪 などからこどもや若者を守る取組

# 基本目標 3

こどもの誕生前から青年期の ライフステージに寄り添った 支援を受けることが できるまち

- 1 親とこどもが健やかに育つ支援 (こどもの誕生前から幼児期まで)
- 2 こどもが心身ともに健康に育つための 支援(学童期・思春期)
- 3 若者の自己実現と社会参加への支援 (青年期)

# 基本目標 4

誰もがいきいきと安心して 子育てができるまち

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進等の促進・拡大
- 4 ひとり親家庭への支援

# 第4章 施策の展開

# 1. 【基本目標1】こどもや若者がきらきらと輝き、希望をもって暮らすことが できるまち

# (1) こどもや若者が権利の主体であることの啓発

こどもや若者自身が権利の主体であることを理解することができるように情報の発信や提供を行い、こどもや若者の権利に関する理解促進や人権教育を進めます。









### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートでは、こどもの権利について「名前も内容も知っている」の回答は3割弱となっていました。

- ※「こどもの権利」とは、「子どもの権利条約」に定められている次の4つの権利があります。
- ①生きる権利…住む場所や食べ物がある。医療が受けられる。命が守られる。
- ②育つ権利…教育が受けられる。持っている能力を伸ばせる。
- ③守られる権利…虐待を受けない。労働を強要されない。幸せを奪われない。
- ④参加する権利…自分の意見を自由に言える。団体活動や集会を開ける。

本市では今後もハートフルフェスタを開催し、こどもから大人まですべての人を対象 に人権やこどもの権利についての啓発等を行います。

ハートフルフェスタは、宇土市、宇土市教育委員会、宇土市人権教育推進協議会が主催し、人権や男女共同参画の啓発イベントを行っています。

地域住民等を対象に行い、講演会やこど もが作成した人権に関する作品の表彰式等 を行っています。



【令和6年度開催チラシ】

## 今後の取組

- 子どもの権利条約等に関するイベントや情報発信等を行います。
- 人権教育等を推進し、こどもや若者、子育て当事者、企業等の理解促進につなげます。
- こどもの参画や意見反映により、こどもの意見を取り入れた取組を推進します。

主な事業	事業概要
こども未来都市シン ポジウムの開催	こどもたちが身近な問題から自分たちが暮らす地域の諸問題や 将来のまちづくりについて、こどもの自由な発想や視点から捉え た提案を発表し、今後の市政運営に活用するために開催していま す。
こどもの人権の啓発	ハートフルフェスタ等のイベントを通じて、こどもの権利に関する啓発や子どもの権利条約の周知等を行っています。 また、「広報うと」で様々な人権(性的指向及びジェンダーアイデンティティ等こどもや若者に関することも含む)の啓発を行っています。
こどもまんなか応援 サポーターの推進	「こどもまんなか応援サポーター宣言」の趣旨に賛同し、自らも アクションに取り組む個人、団体・企業等を増やすための啓発活 動等を行っています。
こどもの参画の推進	放課後児童クラブや学校等、こどもが自ら主体的にイベント等を 考え、企画・実施する取組を推進していきます。
こども・若者の 意見の反映	市が実施する施策については、こどもや若者からの意見を聴く取 組を実施していくとともに、施策へどのように反映したのか結果 をフィードバックする仕組みを検討・実施していきます。

# (2) 様々な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びを含めた様々な体験や活動ができる機会をつくり、こどもや若者の将来の夢を応援する 取組や心身ともに健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。









### 【住民の声】

小学生・中学生アンケートで、外国への興味について聞いたところ「海外に行ってみ たい」や「外国語を話せるようになりたい」が高くなっています。

幼稚園、小学校、中学校において外国語指導助手を配置し、英語教育の強化を行っています。









#### 【住民の声】

小学生・中学生アンケートで、朝食について聞いたところ「毎日食べる」は約8割となっています。約2割が朝食を毎日食べていない状況となっています。

本市では、食育の推進のために、保護者や小学生等に食の重要性を伝えています。食事はこどもの身体を作る基礎になるため、引き続き食べることの重要性を伝えていきます。

### ① 体験活動等の推進、生活習慣づくり

こどもや若者の健やかな成長と健康を維持する生活習慣づくりや自然体験、職業体験、文化芸術体験等多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができる機会の場を創出します。

# 今後の取組

- 伝統・文化の継承や世代間の交流等を企画し、様々な活動を体験できるようにします。
- 食育を推進し、食の重要性を伝えます。
- 親子で楽しめる読書活動を推進します。

主な事業	事業概要
伝統・文化の継承や 世代間の交流等の 実施	様々な知識や技術を持つ地域の方を募り、教育現場や団体、地域に派遣しています。そこで伝統・文化の継承や世代間の交流等を行い、地域の教育力の向上と生涯学習活動を推進しています。
食育の推進 (食への関わり方の 視点から)	食育を総合的・効果的に推進するため、健康増進・食育推進会議 を開催しています。また、こどもの健全な食生活等のため家庭や 地域と連携してこどもの発達段階に応じた食育の推進、児童セン ターのイベント活動等により感謝の心や食べることの楽しさ・大 切さを伝えています。
食育の推進 (生活習慣病対策の 視点から)	乳幼児健診、各乳幼児教室において、生涯の健康づくりの基礎と なる乳幼児期からの健康教育を行っています。また、食生活改善 推進員協議会による、幼・小・中保護者やこどもへの講習会、調理 実習、食に関する講話を実施しています。
食に関する講習	食生活改善推進員協議会が食に関する講習や調理実習を実施して います。
読書活動の推進	読み聞かせボランティアの要請や活動を推進し、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図り、こどもの読書活動推進に努めています。

## ② こどもまんなかまちづくり

こどもや子育てに関わる人が安全で安心して利用できる場所の整備や環境づくりの取組を 推進します。

### 今後の取組

- 誰もがほっとできる居場所づくりに努めます。
- 様々な場所でこどもや子育て世帯が交流できるような環境や取組を推進します。
- こどもや子育て世帯にやさしいまちづくりを推進するとともに、市民に寄り添った市役所 となれるよう相談窓口のサービス向上に努めます。

主な事業	事業概要
子どもサード プレイスの設置	教育支援センター「ほっとスペース」の機能を兼ね備えた子ども サードプレイス (第三の居場所) を新たに設置します。不登校児童 生徒もそうではない児童生徒も利用できる、こどもの居場所づく りに努めます。
子ども食堂の支援	令和6年度時点で5団体が3地区で月1~4回程実施されています。今後も地域の人が集い、つながる場所として利用しやすくなるよう引き続き支援をしていきます。
子ども地域活動 推進事業	地域住民の協力により、異年齢のこどもたちの遊びや体験活動を 通して自主性・創造性を育む活動を行っています。
放課後子供教室推進事業	放課後等に、小学校等の施設を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。
保健センター施設改修事業	こどもや子育て世帯が安心・安全に利用できる環境を整備するため、集団指導室・栄養指導室等の施設改修を検討します。

### ③ こども・若者が活躍できる機会づくり

こどもや若者の一人ひとりの長所を伸ばし、多様な価値観、伝統・文化への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、国際交流を推進します。また、教育を通じ男女共同参画の推進にも取り組みます。

# 今後の取組

- ALT(外国語指導助手)との交流等、国際的な交流の機会をつくります。
- 外国からの転入者へのコミュニケーションの支援を行います。
- 学校教育やイベント等を通じて、人権推進、男女共同参画の推進や啓発に取り組みます。

主な事業	事業概要
国際交流事業	幼稚園、小・中学校における外国語指導助手による英語指導を行っています。また、台湾台南市の小・中学校とのオンライン交流等を推進し、国際的な感覚を養いグローバル化に対応できる人材の育成を図ります。
プログラミング教育と 金融・マーケティング 教育の実施 (小規模特認校事業)	令和6年度から網田小学校・中学校を指定校としてプログラミング教育と金融・マーケティング教育を実施し、特色のある教育を引き続き実施していきます。
外国にルーツを持つ こどもへの支援	外国からの転入で日本語が話せず不安を抱える生徒に 200 時間 を限度に日本語の指導を行っています。
宇土市英語検定 チャレンジ事業	市立中学校全学年の生徒が、実用英語技能検定を同一年度内に複数回受験した場合でも、全て無料で受験できることとし、本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図ります。
【再掲】 こどもの人権の啓発	ハートフルフェスタ等のイベントを通じて、こどもの権利に関する啓発や子どもの権利条約の周知等を行っています。 また、「広報うと」で様々な人権(性的指向及びジェンダーアイデンティティ等こどもや若者に関することも含む)の啓発を行っています。

# (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠・出産、産後の人や困難を抱えるこどもや若者への相談支援等を行い、必要としている 支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。









### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートで、子育てに関する情報提供の満足度を聞いたところ「どちらともいえない」が4~5割となっています。満足している状況とは言えないため、今後情報提供と発信を強化する必要があります。

情報をキャッチしやすいように、宇土市電子母子手帳アプリ「さぽ UTO」を活用して、子育て支援に関する様々な情報を発信します。

宇土市母子手帳アプリ「さぽ UTO」は、妊娠・出産・育児・予防接種に関する記録や様々な子育で情報が収集できる電子母子手帳アプリです。

令和 5 年 5 月から母子手帳アプリを通じて各種申請書・届出書・アンケートの提出ができる「質問票サービス」と子育て関連事業などの予約ができる「オンライン予約サービス」機能が追加になりました。

※このアプリは、電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。



# ① 子育て支援体制の充実

様々な育児の不安や悩みに対して必要な支援を行い、こどもの成長や発達に関して、子育てをしている親や身近に関わりがある人が自信をもって、見守り、子育てに協力していくことができるように取組を推進します。

### 今後の取組

- 性や妊娠に関する正しい知識、栄養管理も含めた健康管理等の取組の推進や相談対応を行います。
- 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。
- こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発を促進します。
- 宇土市母子手帳アプリ「さぽUTO」を活用した情報発信を行います。

主な事業	事業概要
こども家庭センター 機能の充実	相談・支援業務を一つにまとめて様々なことに対応できるよう環境を充実していきます。
乳児家庭 全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞いて必要な支援に結びつけます。
宇土市母子手帳アプリ「さぽUTO」による情報発信	電子母子手帳アプリを活用し、妊娠期から子育て期にかけて出産・育児・予防接種に関する記録や様々な子育て情報を配信しています。
妊婦等包括相談 支援事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊 娠期から子育て期まで伴走的な支援を実施します。

# ② 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

難病等を抱えるこどもや若者の経済的な負担軽減のための支援を行うとともに、成人後も 切れ目なく支援を継続します。

# 今後の取組

- 難病等を抱えるこどもや若者の支援を行います。
- 生活や仕事で悩んでいる方への相談支援を行います。

主な事業	事業概要
障害者等日常生活 用具給付等事業	重度障がい者(児)、指定難病の方に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
重度心身障害者 医療費助成制度	重度心身障害者の方が健康保険を使って医療を受けた場合に、そ の自己負担額の一部について助成しています。
生活困窮者自立支援制度	生活や仕事等でお困りの人に対して専門のスタッフが話を聴き、 一人ひとりの状況に応じて相談や就労を含め、関係機関や市役所 内の関係部署と連携しながら支援を行っています。
「ふくしの相談窓口」	高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる悩み ごとや福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない悩み ごとを受け付けています。

# 2. 【基本目標2】こどもや若者の誰もが安心・安全に住むことができるまち

# (1) こどもの貧困対策

保護者の病気や失業等の様々な原因により食事に困ったり、十分な教育を受けることができなかったり、進学を諦めざるを得なかったり等、生活が困難な状況にあるこどもがいます。こうした貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会を作っていきます。









### 【住民の声】

アンケートやうとん目安箱で、「子ども食堂を毎日してほしい」「子ども食堂が地区ご とにあるとよい」等の意見があがっています。

本市では、みんなの居場所「子ども・地域食堂」として、5 団体が3 地区で月1~4 回程実施されています。今後も地域の人が集い、つながる場所として利用しやすくなるよう引き続き支援をしていきます。

みんなの居場所「子ども・地域食堂」は、 "みんなの居場所となるように・・・"という 想いを込めて運営されており、生活に困っ ている人だけが通う場ではなく、地域の人 が集い、つながる場所としての重要な役割 を担っています。



## 今後の取組

- 教育支援に取り組みます。
- ○生活安定のための支援を進めます。
- 保護者の就労支援に取り組みます。
- 経済的支援を行います。
- 早期発見・支援につなげる市役所内での連携や切れ目のない支援のための体制づくりに努めます。

主な事業	事業概要
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者 に、学用品費等の一部を援助します。
保育園の保育料	疾病や失業等により経済的に困窮している世帯について保育料の
減免制度	減免を行っています。
放課後児童クラブ	就学援助や生活保護世帯等に対し、放課後児童クラブ利用料の減
利用料の減免	免を実施しています。
【再掲】 子ども食堂の支援	令和6年度時点で5団体が3地区で月1~4回程実施されています。今後も地域の人が集い、つながる場所として利用しやすくなるよう引き続き支援をしていきます。
低所得妊婦初回産科	妊婦の経済的負担を軽減し、継続的な支援を行うため、妊娠判定
受診費用助成事業	に係る初回産科受診に要した費用の一部を助成しています。
生活困窮に関する	「うと自立支援センター」では、生活困窮等様々な相談に対応し
相談対応	ています。
【再掲】	高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる悩み
「ふくしの相談窓口」	ごとや福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない悩み
による相談対応	ごとを受け付けています。

# (2) 障がい児や医療的ケア児等への支援

障がいのあるこどもや若者、発達が気になるこどもや若者への将来の自立や社会参加への支援が必要です。また、経済的支援等を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら支援を行う必要があります。









#### 【住民の声】

「うとん目安箱」では、こどもの発達の困りごとについて「相談先がわからない」との 意見があがっています。

児童発達支援センター等の相談支援の機関の周知を図り、こどもの悩み、気になることがあった際に相談できるようにします。

また、今後は子育てに対する悩みや相談を気軽にできる窓口を設置予定です。

宇土市、宇城市、美里町から委託を受け、発達の専門家である療育相談員が子育ての悩みやこどもの気になることに対して相談を受けています。

受付:月曜~金曜(祝祭日、盆休、正月休みあり)8:30~17:00

対象: 宇土市・宇城市・美里町にお住まいの発達が気になるこども

費用:無料(相談に関する秘密は厳守いたします)

場所:児童発達支援センターいまここ(ご家庭やお住まいの地域への訪問可)



## 今後の取組

- 障がい特性等に応じた必要な支援を提供します。
- 様々な媒体による情報発信を行います。
- 医療的ケア児等の支援として学校に看護師を配置します。
- 障がい者(児)だけではなく、介護者への支援を行います。
- インクルーシブ教育の実現に向けた取組を推進します。
- 障がいのあるこどもに合った保育や就学支援を行います。

主な事業	事業概要
療育体制の整備と 保護者支援の強化	運動発達・言葉の発達等の発達相談や療育相談について、児童発達支援センター等の相談支援機関の周知を行っています。また、発達障がいに関する専門相談の機会として、心理士による個別相談を週1回実施しています。
在宅障害者紙おむつ 費等助成事業	在宅障がい者(児)で、他事業の対象とならない身体障害者手帳1級・療育手帳A1・精神障害者保健福祉手帳1級・特定疾患医療受給者証のいずれかを所持する人に月額3,000円を助成しています。
医療的ケア児 への対応	医療的ケア児が在籍する小学校に看護師を2人配置し対応しています。今後も医療的ケア児への対応を充実させていきます。
在宅心身障がい者 介護手当支給事業	医師判定書で該当する人または療育手帳 A1を所持されている人を在宅で介護した人に対し介護手当を支給し、在宅介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。
インクルーシブ教育 の推進	学級支援員を配置し、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的 ニーズに応じた適切な指導や支援を推進していきます。
障がい児保育事業	心身に障がいを有する児童を保育所において保育するため、保育 所に対し支援を行っています。
特別支援教育事業	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行っています。
特別支援教育の 円滑な実施	学級支援員(特別な支援を要するこどもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保と教育活動に必要な介助を行う会計年度 任用職員)を雇用し、特別支援教育の円滑な実施に努めています。

# (3) 児童虐待防止対策や社会的養護等の推進

家庭内で起きている問題は、周囲から気づかれにくい背景があります。そのため、こどもに関わる学校・地域・関係機関等が早期に気づき、連携して対応する必要があります。また、こどもが自ら相談できるような相談窓口の設置や周知が必要です。









### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートでは、こどもの権利の中で特に大切だと思うことは「暴力や言葉で傷つけないこと」が最も高く、次いで「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」「人と違う自分らしさが認められること」の順となっています。また、小学生・中学生アンケートでは、家族の中でお世話をしている人が「いる」は1割前後となっています。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながります。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに対応し、こどもの権利や安全を守ります。

ヤングケアラーは、こども自身やケアされている本人にヤングケアラーであるという 自覚がないことが多いため、顕在化しにくいという課題があります。そのため、こども にとって一番身近な学校、民生委員・児童委員、地域等がこどもの些細な違和感に気づき見守っていく必要があります。

### ① 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待はこどもの心身を傷つけるだけでなく、その成長や人格形成に大きな影響を与える可能性があり、決して許されることではありません。そのため、児童虐待はいつでも起こりうると考え、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSにできるかぎり早期に気づき、具体的な支援を行う体制づくりに努めます。

## 今後の取組

- 様々な関係者が連携して要保護児童等への対応を行います。
- 虐待を発見した際の対応方法等を市民に周知します。
- 不安や悩みを抱える家庭への支援や相談体制の充実を図ります。
- 一時保護時のこどもの最善の利益を保障します。

主な事業	事業概要
要保護児童対策及び DV対策地域協議会 の強化	福祉、保健、医療、教育、警察等の関係者で組織し、必要に応じてケース会議を開き、児童虐待防止や保護に対応するとともに、 連携を深め、対応を強化していきます。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等により、強い育児不安を抱える家庭や児童虐待のおそれがある家庭を把握した場合に、保健師等による養育の 指導、助言を行っています。
妊婦訪問支援事業	育児困難が予測される妊婦等に対し、その家庭を訪問し、継続的 な状況把握・支援を行っています。

## ② 社会的養護を必要とするこども・若者やヤングケアラーに対する支援

こどもや若者が安心して過ごすことができる環境をつくり、心身ともに健やかな生活が送れるよう支援する必要があります。

### 今後の取組

- こども家庭センターの機能を強化し、様々な支援を充実していきます。
- 民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーと連携し、必要な支援に繋げます。
- 児童相談所と連携し、ケースマネジメントを推進します。
- 社会的養護経験者や同等の困難に直面している若者への相談体制を充実させます。
- 福祉・介護・医療・教育等の情報共有・連携による早期把握・支援に取り組みます。

主な事業	事業概要
【再掲】 こども家庭センター 機能の充実	相談・支援業務を一つにまとめて様々なことに対応できるよう環境を充実していきます。
民生委員• 児童委員活動	民生委員・児童委員、主任児童委員と各小中学校との懇談会を実施し、児童・生徒に関する情報を交換しています。
家庭児童相談員の 配置	児童や家庭に関する相談を受ける専門窓口として家庭児童相談 員を配置しています。
子育て世帯訪問 支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をホームヘルパー等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等を支援することにより、育児環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を行っています。

# (4) こどもや若者の自殺対策及び犯罪などからこどもや若者を守る取組

虐待、いじめ、暴力、性犯罪・性暴力、災害・事故等から守られ、困難な状況にある場合には助けられ、差別されたり、孤立したりすることなく、安全に安心して暮らすことができるようにする必要があります。



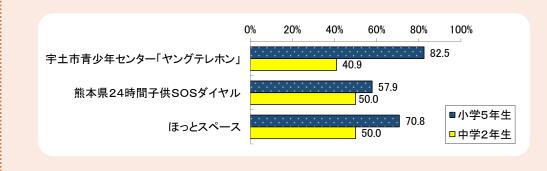






#### 【住民の声】

小学生・中学生アンケートでは、「ヤングテレホン」「熊本県24時間子供SOSダイヤル」「ほっとスペース」の認知度は「知らない」が約6~8割となっています。



様々なこども・若者を支える場所や相談窓口があることについて、こども・若者に届 くように周知を強化します。

### ① こども・若者の自殺対策

SOSの出し方や友人等からのSOSの受け止め方等の自殺予防教育を進めることが必要です。また、相談体制の整備等、家庭・学校・行政等が連携しながら、こどもや若者の自殺対策への取組が必要です。

### 今後の取組

- ○こどもがSOSを出しやすくするための相談窓口の設置に努めます。
- 電話・メール等を活用した相談体制整備及び相談内容に関して関係機関と連携し対応します。
- こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報・啓発活動に取り組みます。
- ○「SOSの出し方に関する教育」も含めた自殺予防教育等を推進します。

主な事業	事業概要
「ヤングテレホン」 による相談対応	友達のこと、いじめのこと、学校・家庭のこと、進学・就職のこと、異性のこと、問題行動等、青少年の悩みごとについて指導員が相談にのります。また、家族の相談も受け付けています。
関係機関との連携、 見守り	関係機関等(小学校、中学校、PTA、その他関係機関・団体、地域)と連携を図り、情報の共有や継続的な見守りを行います。
第2期いのち 支える宇土市自殺 対策計画に基づく 対策の実施	基本施策に「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」、重点施策に「子ども・若者向け自殺対策の推進」と定めており、相談体制の強化・相談先情報の周知等の体制整備を進めています。
「いじめ防止基本 方針」に基づく対策 の実施	市内すべての小学校、中学校で「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの防止等に取り組んでいます。
保護者の集いの場	保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺のリスク軽減と 危機的状況にある保護者の早期発見・対応につなげています。

### ② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

インターネットを利用する中で、いじめやトラブルに巻き込まれる等の犯罪被害につながる重大な問題も起きています。そのため、こどもが安心してインターネットを利用できる環境づくりに取り組む必要があります。

### 今後の取組

- スマートフォンやインターネットの適切な利用に関する普及啓発に取り組みます。
- こどもを含む幅広い世代の | CTリテラシーの向上を図ります。
- こどもの情報リテラシー習得支援・情報モラル教育を推進します。
- フィルタリングの利用やペアレンタルコントロールによる対応を促進します。

主な事業	事業概要
情報セキュリティに 対する意識・情報 モラルの向上	個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を実施し、 個人情報を取り扱うことの責任を教員一人ひとりに自覚させ、 「宇土市教育情報セキュリティ対策基準要綱」に基づき、情報セ キュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ります。
情報モラル教育の 推進	インターネットによる犯罪やいじめを未然に防ぐために早期から の情報モラル教育を推進しています。
フィルタリングの 利用促進	いじめ防止基本方針に基づき、フィルタリングの普及促進を推進していきます。

### ③ 犯罪、事故、災害からこどもを守る取組の推進

犯罪被害や事故等からこどもや若者の命を守り、安全を確保することが必要です。そのため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

# 今後の取組

- 学校等での防犯・交通安全・防災教育を含む安全教育を推進します。
- 保護者へこどもが犯罪、事故などに巻き込まれないように啓発を進めます。
- 非行防止への取組を推進します。
- 学校や警察等の関係機関・団体等との連携を図ります。

主な事業	事業概要
補導パトロール活動	青少年センターほか関係機関の連携により、青少年の健全育成及 び非行防止を図るため、補導活動を行っています。
宇土市通学路安全 プログラムの開催 及び対応実施	市内小中学校から通学路における危険箇所の情報を提供いただき、夏休み期間中に関係機関が集まって合同点検を実施し、対応を協議した上で、ガードレールの設置や安全標識を設置する等の対策を検討しています。
相談窓口の案内	学校等で相談を受けた場合に関係機関へ情報を共有するととも に、連携して対応を行います。
幼稚園・保育園・ 小学校における 交通安全教室	交通安全思想の啓発・普及を目的に、交通安全教育を幼少時から 実施することにより、交通事故撲滅を目指します。
子ども見守り ボランティア事業	こどもの安全を確保し、こどもたちが安全で安心して健やかに育まれる地域社会の実現を目的として、地域住民の協力により、こどもたちの登下校の見守り活動を行っています。
防犯パトロール活動	生活安全パトロール隊の各7支部において、こどもが犯罪に巻き 込まれないように、青色回転灯を点灯等して防犯パトロールを実 施しています。
交通•防犯教室	各公民館と共同でこどもの保護者等に対し、こどもが交通事故に 遭わない、また犯罪に巻き込まれないように交通・防犯教室を実 施しています。

主な事業	事業概要
スクールソーシャル	不登校等に悩むこどもやそのご家族と話し合い、当事者にとって
ワーカー、スクール	最善の支援を一緒に考えるため、スクールソーシャルワーカー等
カウンセラーの配置	の専門的な職員を配置しています。
スクールサポーター	こどもをいじめや非行、犯罪被害から守るため、熊本県警察スク
との連携	ールサポーター制度を活用し、県警と学校との連携を推進します。
宇城地区保護司会 宇土市支部との連携	社会を明るくする運動の一環で小中学生向けのスポーツイベント を開催しています。(剣道大会等)

# 3. 【基本目標3】こどもの誕生前から青年期のライフステージに寄り添った支援 を受けることができるまち

# (1) 親とこどもが健やかに育つ支援(こどもの誕生前から幼児期まで)

こどもの誕生から幼児期までは、こどもの将来を左右する最も大事な時期です。こどもの育ちを社会全体でしっかりと支えるとともに、こどもだけではなく保護者にも目を向け、切れ目のないウェルビーイングの向上を目指します。









#### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートで、「子育ての総合窓口」について聞いたところ「知らない」は3割前後となっています。

こども家庭センターを子育ての総合窓口として、様々な相談に対応し、支援につなぐ ことができるよう機能を充実させるとともに、当センターの周知を行っていきます。

#### こども家庭センターとは

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した 上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を 有する機関です。妊娠時から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受け て支援につなぎます。

# ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかるまで切れ目のない子育て支援等を行うとともに、保健・医療の確保や相談体制の強化を図ります。

### 今後の取組

- 妊娠する前から様々な悩みや相談事に対して相談できる体制や必要な情報発信を充実させます。
- 出産から産後まで様々な悩みや必要な支援等に対応するための体制づくりや連携強化に 努めます。
- 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種など必要な保健・医療を受けられるよう支援します。
- 子育て支援に関する情報について各種媒体を活用して情報提供を行います。

主な事業	事業概要
不妊症•不育症 治療費助成	妊娠・出産を希望する夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊症・不育症治療に係る費用の一部を助成しています。
妊婦のための 支援給付	妊娠による心身の負担軽減を図るため、妊婦に対し、妊娠の届出により5万円、妊娠した胎児の数の届け出により胎児1人につき5万円の経済的支援を行っています。
妊婦健診•妊婦 歯科健診	妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の助成を実施し、妊娠期の健康管理を支援しています。
産婦健康診査 助成事業	産後間もない心と身体の健康保持や産後うつ病の予防等、出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用の一部を助成しています。
新生児聴覚検査事業	聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に 要した費用の助成を行っています。
産後ママサポート 事業	母親が産後の体調不良等のため、家事や育児を行うことが困難な 家庭に、産後支援ヘルパーを派遣し、母親の負担軽減を図ってい ます。
産後ケア事業	出産後に支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。 里帰り出産等やむを得ない理由の場合は契約している事業所以外でも利用することができます。

主な事業	事業概要
乳幼児健診	乳幼児健康診査(3か月児・6か月児・1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児)を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげ、育児相談の場として実施しています。
乳幼児学童 定期予防接種	感染症予防のために、定期予防接種を受ける機会を確保しています。また、乳幼児健診や相談の機会を利用し、接種時期や接種間隔等の情報提供を行っています。
むし歯予防対策事業	幼児期のむし歯を予防するため、市内保育園・幼稚園・認定こど も園でフッ化物洗口を行っています。
子育て心理相談	こどもの発達に関する不安や子育ての悩み等を抱えている保護者 や保育者に対し、臨床心理士が相談対応し、関わり方の助言や必 要に応じて療育や医療機関の紹介等を行っています。
在宅当番医制事業	宇土地区医師会に委託して、日曜・祝日に当番で診療体制を取り、 市民の急病やケガに備えた体制を整えています。
心の相談事業	悩み等を抱えているこどもや保護者の相談を受け、問題解決の手助けを行っています。
子育て講座の実施	「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」で、毎月定期的に 子育てに関する講座を開催し、家庭教育や家庭生活に関する情報 提供を行っています。

### ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めてこど もの育ちを支える環境づくりに取り組み、こどもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、 切れ目なく保障されるように取組を推進します。

#### 今後の取組

- 安全・安心な教育・保育の環境づくりに努めます。
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向けて準備を進めます。
- 未就園児等の状況把握と必要なサービス等へつなぐ取組を推進します。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携した支援体制により、計画的な支援を行います。
- 特別な配慮を必要とするこどもへの支援を行います。
- 保育現場の負担軽減のため保育業務の I C T 化を推進します。

主な事業	事業概要
幼稚園の 施設整備の充実	園庭の暑さ対策など時代のニーズに合った施設整備を進めます。
幼稚園一時預かり 保育事業	幼稚園で通常の就園時間を延長して園児の保育を行っています。
延長保育事業	保育園において、通常の保育時間の 11 時間を超えて保育を行っています。
休日の一時預かり 事業	保護者の仕事等の都合により、日曜日や国民の祝日(第1日曜日 と12月29日から翌年1月3日までを除く)に家庭で児童の保 育ができない場合に、一時的に預かりを行っています。
病児・病後児 保育事業	児童が病気、または病気回復期にあり、集団保育の困難な期間、 保護者に代わって専任の看護師及び保育士がその児童の預かりを 行っています。

主な事業	事業概要
ファミリーサポート センター事業	育児の援助を行いたい者(協力会員)と援助を受けたい者(依頼会員)からなる会員組織で、依頼会員からの依頼に応じ協力会員を紹介し、地域における会員同士の相互援助活動を支援しています。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)の実施	保護者の就労の有無や理由を問わず、〇歳から2歳の未就園児が 保育施設を時間単位で利用できる制度です。令和8年度から実施 を予定しています。
宇城圏域 医療的ケア児等 コーディネーターの 配置	令和6年度から宇城圏域医療的ケア児等コーディネーターを配置 しています。医療的ケア児等やその家族からの相談を受け付け、 心身の状況と成長に応じた必要な支援機関の紹介や調整を行って います。
地域障害児支援体制 強化事業の実施	児童発達支援センターの機能強化を行い、障がい児に提供する支援の質を高め、障がい児の支援体制を強化しています。

# (2) こどもが心身ともに健康に育つための支援(学童期・思春期)

学童期は、身体も心も大きく成長する時期であり、社会性等を育む時期です。思春期は、心身ともに大きな変化があり感情や身体が不安定な時期です。

そのため、それぞれの状況にあった支援を行い、心身ともに健康に育つための環境づくりに努めます。









#### 【住民の声】

「うとん目安箱」では、「赤ちゃんから小学生くらいまでが安心して遊べる場所(公園、広場等)がない。」「学校に行けなくなったこどもの居場所がない、または少ない。」「学習スペースを地区ごとに設置してほしい。」等の居場所に関する意見が複数あがっています。

子どもサードプレイスの設置、多目的市民交流施設の整備、つつじヶ丘農村公園の再整備等を行い、こどもが安心して過ごせる場所の整備を行います。

サードプレイスとは、家庭や学校 での居場所のない小学生から大 学生世代までの青少年が好きな 時間に気軽に自由に立ち寄れるホッとできる居場所です。また、青少 年であれば来る人の制限はせず、 不登校のこどもや障がいのあるこ ども、外国籍のこどもや経済状況・ 家庭環境に課題を抱えたこどもな ど、すべてのこどもたちの心の拠 り所となる居場所づくりを行いま す。

つつじヶ丘農村公園の再整備に 当たっては、こどもや子育て当事 者が安心・安全に利用できる施設 として、インクルーシブの視点を取 り入れた遊具の整備を行う等、利 用環境の改善を図ります。



### ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくり

学びの場は、こどもたちが安全・安心な環境で、質の高い教育を受けることができ、こども たちでコミュニケーションをとりながら成長していくための大切な居場所のひとつです。

また、よりよい健康を目指すための環境や支援体制の推進、健康診断等の保健管理等、学校保健の充実を図る必要があります。

#### 今後の取組

- 教職員の業務を支援する取組を推進します。
- タブレットの配布や電子黒板の導入により学校設備を充実させ、 I C T 化を推進します。
- インクルーシブ教育を推進します。
- 地域住民の意見を反映させた学校運営を行い、学校を中心とした地域づくりを行います。
- 運動能力強化と中学校の部活動の地域移行に向けた取組を推進します。
- 薬物乱用防止教育、道徳教育、情報モラル教育を推進し、相談体制の充実に努めます。
- 児童・生徒の健康管理や食育等を推進します。

主な事業	事業概要
学校施設・整備の 充実	体育館への空調設備導入等、時代のニーズに合った施設整備を進めます。
【再掲】 インクルーシブ教育 の推進	学級支援員を配置し、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を推進していきます。
【再掲】 子どもサード プレイスの設置	教育支援センター「ほっとスペース」の機能を兼ね備えた子ども サードプレイス(第三の居場所)を新たに設置します。不登校児 童生徒もそうではない児童生徒も利用できる、こどもの居場所づ くりに努めます。
幼・保・小・中 連携事業	幼稚園・保育園から中学校までを見通し、発達段階を踏まえた計画的な支援を協議するなど、各中学校区単位の幼・保・小・中で連携し、教育・保育環境の充実を図っています。
【再掲】 外国にルーツを持つ こどもへの支援	外国からの転入で日本語が話せず不安を抱える生徒に 200 時間 を限度に日本語の指導を行っています。

主な事業	事業概要
学校運営協議会の 実施	保護者・地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、 そのニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体 となり、より良い教育の実現を図ります。
学校評議員制度	学校長の行う学校運営について幅広く地域の意見を反映して、学校づくりを進めていくため、評議員一人ひとりが意見や助言を行う制度です。

# ② 居場所づくり

すべてのこどもや若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

# 今後の取組

- こどもの居場所づくりを推進します。
- 既存の公園等の環境整備による利便性の向上や危険か所の改善を行い、安全・安心に利用 できる公園等の整備に努めます。
- 放課後児童クラブや放課後子供教室の受け入れ体制の充実を図ります。

主な事業	事業概要
【再掲】 子どもサード プレイスの設置	教育支援センター「ほっとスペース」の機能を兼ね備えた子ども サードプレイス(第三の居場所)を新たに設置します。不登校児 童生徒もそうではない児童生徒も利用できる、こどもの居場所づ くりに努めます。
多目的市民交流 施設の整備	図書館機能等を持った多目的市民交流施設を整備します。施設には、学習室や子育て世代が過ごせるスペースを設置予定です。
つつじヶ丘農村 公園の再整備	時代のニーズに合った公園となるよう公園全体の再整備を行う予 定です。
宇土走潟地区かわまちづくり事業	水辺や多目的な広場の整備により、賑わいの創出と住みやすい環境を整え、交流人口や移住定住の促進を図るとともに、地域の魅力とこどもたちの遊び場を充実させていきます。
網田レトロ館における 指定管理業務	網田レトロ館指定管理者管理業務において、小学校児童等の列車 乗降時の安全確保を実施しています。また、駅を利用する児童等 の交流の場となるよう駅舎の待合室や交流室を開放しています。
公園等の整備	既存公園の在り方等を検討し、ニーズに合わせた、施設の機能強 化等を行い、公園等の充実を図ります。
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が仕事等で昼間家にいない場合等に、小学校1年生から6年生までの児童を預かり、こどもたちが安心して過ごせる場所を提供しています。また、小学校の夏休み期間には、児童の健全育成及び保護者の負担の軽減を図るため、希望者には昼食(お弁当)の提供(有料)を実施しています。

### ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こどもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実を推進します。また、心 身の健康等について自分に合ったサポートを受けることができるよう相談体制を整備します。

### 今後の取組

- 日曜・祝日に当番で急病等の対応を行います。
- 小児医療における医療・保健・福祉の連携を図ります。
- こどもや若者の心身の健康や性、または予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な情報発信、 相談対応を行います。

主な事業	事業概要
【再掲】 在宅当番医制事業	宇土地区医師会に委託して、日曜・祝日に当番で診療体制を取り、 市民の急病やケガに備えた体制を整えています。
こどもの医療費の 無償化	O~18歳(18歳到達後の年度末まで)の児童に係る保険診療による自己負担分の医療費を全額助成しています。
【再掲】 スクールソーシャル ワーカー、スクール カウンセラーの配置	不登校等に悩むこどもやそのご家族と話し合い、当事者にとって 最善の支援を一緒に考えるため、スクールソーシャルワーカー等 の専門的な職員を配置しています。
【再掲】 こども家庭センター 機能の充実	相談・支援業務を一つにまとめて様々なことに対応できるよう環境を充実していきます。

# ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こどもや若者が、様々な学びをすることで将来につながる経験をしながら、自立に向けて必要な知識や技術を身に付けることができるよう取組を推進します。

# 今後の取組

- 職場体験やキャリア・パスポートによりキャリア教育を推進します。
- 学校・家庭・地域社会が一体となり、より良い教育の実現を目指します。

主な事業	事業概要
<ul><li>【再掲】</li><li>プログラミング教育と</li><li>金融・マーケティング</li><li>教育の実施</li><li>(小規模特認校事業)</li></ul>	令和6年度から網田小学校・中学校を指定校としてプログラミング教育と金融・マーケティング教育を実施し、特色のある教育を引き続き実施していきます。
【再掲】 学校運営協議会の 実施	保護者・地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、 そのニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体 となり、より良い教育の実現を図ります。
キャリア教育の推進	キャリア教育推進のため、職場体験等を実施しています。また、「キャリア・パスポート(小学校から高等学校までのキャリア教育により自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ)」を活用し、将来の社会的自立のための力やその人らしく生きるための基礎力等を育成しています。

### ⑤ いじめ防止・不登校への支援、高校中退予防及び中退後の支援

いじめや不登校、ひきこもり等の様々な悩みを抱えるこどもや若者への相談先の確保や安心して過ごせる場所の提供等を支援します。また、進学や就職についても学校・関係機関等と連携しながらサポートをしていきます。

### 今後の取組

- 様々ないじめ対策の取組を推進します。
- サードプレイス等こどもの多様な学びの場の確保に努めます。
- 不登校のこどもへの支援体制の整備等を強化します。
- 体罰や不適切な指導の防止について学校等と連携して根絶に取り組みます。
- ハローワークと連携し高校中退者への就労支援に取り組みます。

主な事業	事業概要
【再掲】 「いじめ防止基本 方針」に基づく対策 の実施	市内すべての小学校、中学校で「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの防止等に取り組んでいます。
【再掲】 「ヤングテレホン」 による相談対応	友達のこと、いじめのこと、学校・家庭のこと、進学・就職のこと、異性のこと、問題行動等、青少年の悩みごとについて指導員が相談にのります。また、家族の相談も受け付けています。
【再掲】 子どもサード プレイスの設置	教育支援センター「ほっとスペース」の機能を兼ね備えた子ども サードプレイス(第三の居場所)を新たに設置します。不登校児 童生徒もそうではない児童生徒も利用できる、こどもの居場所づ くりに努めます。
教育支援センター 「ほっとスペース」 及び校内教育支援 センター	心理的、情緒的な原因で登校できない児童・生徒の活動の場を校 外及び校内に設け、社会的自立に向けた支援を行っています。
【再掲】 こども家庭センター 機能の充実	相談・支援業務を一つにまとめて様々なことに対応できるよう環境を充実していきます。

主な事業	事業概要	
児童・生徒への タブレット端末 の配布	児童・生徒一人ひとりにタブレット端末を貸与する等、ICTを活用した教育環境の整備を進めています。 また、不登校のこどもへのオンライン授業、タブレット端末の持ち帰りで家庭でもできるドリル教材を提供しています。	
体罰や不適切な指導 の根絶に向けた取組 強化を推進	体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。	

# (3) 若者の自己実現と社会参加への支援(青年期)

青年期は、進学や就職、結婚等の様々なライフイベントが重なる時期です。将来への夢や希望を抱き前向きな気持ちで取り組む一方で、社会的な役割や責任に対する不安や悩み等を抱える時期でもあります。そのため、若者が望む将来を実現させるための支援と不安や悩み等の相談支援の充実に努めます。









#### 【住民の声】

若者アンケートで、独身でいる理由を聞いたところ「適当な相手にまだめぐり会わないから」が最も高く、次いで「結婚するにはまだ若すぎるから」「結婚生活を送る資金が足りないから」の順となっています。

本市では「宇土市結婚チャレンジ事業」により出会いの場の創出や宇土市で暮らす新婚世帯に新生活を支援する補助金交付を行っています。今後も引き続き事業を実施し、 結婚を望む方の支援を行います。

# ① 高等教育の修学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等に進学するチャンスを確保できるための支援 を行います。

# 今後の取組

- 就学援助制度等の修学支援情報発信を行います。
- 修学等に伴い経済的な支援が必要な方に対して補助金や祝金等を支給します。

主な事業	事業概要
宇土市入学準備祝金給付	向学心の高揚を図り社会的に有用な人材を育成することを目的と し、経済的に困窮している世帯に対し入学準備祝金を支給してい ます。
奨学金返還支援 補助金	市内に住み、新たに市内事業所に就職した満 30 歳末満の人で奨学金の返済を行う人に補助金を交付しています。(令和9年9月末までの交付申請をもって終了予定)

### ② 就労支援と定住・移住の促進

地域に暮らす若者が、将来への展望を持って、経済的な不安がなく、働きやすい環境の下で 就労できるよう支援します。また、地域に活気を呼び込み、地域を支える活力を取り戻すた め、若者の定住・移住促進にも取り組みます。

### 今後の取組

- ハローワーク等と連携し、職業訓練や就職支援に取り組みます。
- 若者の創業支援に取り組みます。
- 西部エリアへの若者の定住・移住を推進します。

主な事業	事業概要
宇土市地域 職業相談室	仕事探しの相談や求人への紹介を行っています。
宇土市創業支援 事業補助金	宇土市内における創業に対する資金面の負担を和らげ、若者の創業を促し、地域産業の振興並びに雇用の創出を図ります。
宇土市移住支援金	宇土市への移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足を 解消するため、東京 23 区(在住者または通勤者)から移住し、 対象企業等に就業をされた方等に移住支援金を交付しています。
宇土市定住移住 促進補助金	西部エリア(住吉中学校区及び網田中学校区)の定住及び移住を促進し、活性化を図るため、西部エリアに住宅を取得した方に対し補助金を交付しています。更に、住宅取得に伴い、中学生以下のこどもを帯同して転入・転居した世帯に補助金を交付しています。

# ③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

独身でいる大きな理由として、「適当な相手にまだめぐり会わないから」という意見が多い ため、男女の出会いをサポートします。また、結婚を機に新たな生活を始める夫婦を応援しま す。

### 今後の取組

- 出会いの機会の創出を推進します。
- 結婚に伴う新生活を支援します。

主な事業	事業概要	
宇土市結婚 チャレンジ事業	結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出(パーティー、イベント等)、その他、出会いの場を創出する事業の実施者へ補助金を交付し、結婚につながる出会いの場の創出を支援していきます。	
宇土市結婚新生活 支援補助金	本市で暮らす新婚世帯に補助金を交付し、住居費等の新生活を支援しています。	
連携中枢都市圏事業	結婚を希望する独身者の出会いを応援するため、「くまもと出会いサポートセンター" Kumarry (クマリー)"」を宇土市及び熊本市を含む 12 市町村で開設。AIマッチングシステムを活用した 1 対 1 のお見合い支援や婚活イベント・セミナーの開催など、多様な出会いの機会を提供します。	

# ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者 やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

# 今後の取組

○ ニートやひきこもり・進路や人間関係等に悩み・不安を抱える若者への相談体制の充実と 周知を図ります。

主な事業	事業概要
【再掲】 家庭児童相談員の 配置	児童や家庭に関する相談を受ける専門窓口として家庭児童相談 員を配置しています。
女性相談支援員兼 母子父子自立支援員 による相談事業	ひとり親の就業等に関する相談を受け、支援を行っています。
【再掲】 「ヤングテレホン」に よる相談対応	友達のこと、いじめのこと、学校・家庭のこと、進学・就職のこと、異性のこと、問題行動等、青少年の悩みごとについて指導員が相談にのります。また、家族の相談も受け付けています。
【再掲】 「ふくしの相談窓口」 による相談対応	高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる悩み ごとや福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない悩 みごとを受け付けています。

# 4. 【基本目標4】誰もがいきいきと安心して子育てができるまち

# (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てのなかでの大きな不安やニーズとしてあがるのは経済的なことです。アンケート調査では、教育費の負担が理想のこども数を持てない理由として多くあがっています。

子育て世帯等の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を作る必要があります。









#### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートで、経済的なゆとりが「ない」は、4割前後となっています。また、小学生・中学生の保護者アンケートで、暮らしの状況が「苦しい」は4割弱となっています。

引き続き経済的な支援を行うとともに、支援内容が必要となる人に適切に届くように幅広く情報発信を行います。

# 今後の取組

- こどもの医療費の無償化や多子世帯への経済的な負担軽減を行います。
- 国の基準に基づいた幼児教育・保育の無償化など経済的支援を行います。

主な事業	事業概要
【再掲】 こどもの医療費の 無償化	O~18歳(18歳到達後の年度末まで)の児童に係る保険診療による自己負担分の医療費を全額助成しています。
多子世帯への給食費 免除事業	多子世帯の負担軽減のため、一定の条件を満たした3人以上養育している保護者について、児童、生徒、園児が宇土市立の小学校、中学校、幼稚園に在籍している場合に、第3子以降について無償化を行っています。
【再掲】 宇土市英語検定 チャレンジ事業	市立中学校全学年の生徒が、実用英語技能検定を同一年度内に複数回受験した場合でも、全て無料で受験できることとし、本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図ります。
【再掲】 新生児聴覚検査事業	聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に 要した費用の助成を行っています。
出産育児一時金	国民健康保険加入者の出産費用の経済的負担を軽減するため、出 産育児一時金を支給しています。
産前産後の期間の 国民健康保険税免除	国民健康保険加入者の出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間の国民健康保険税を免除しています。(多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月から6か月間)
産前産後の期間の 国民年金保険料免除	国民年金加入者の出産予定日または出産日が属する月の前月から 4か月間の国民年金保険料を免除しています。(多胎の場合は、出 産予定日または出産日が属する月の3か月から6か月間)

# (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

こどもは家庭や地域のなかで体験したり、交流することで様々なことを学んでいます。そのために、地域の中で家庭が支えられるような子育て支援が必要になります。また、こどもと保護者がともに学べる支援の取組も重要です。









#### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートでは、家庭教育に関する学級・講座を「知らない」が7割弱となっています。

「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」で、毎月定期的に子育てに関する講座を開催し、家庭教育や家庭生活に関する情報提供を行っています。今後も引き続き行うとともに、情報発信方法を工夫して、周知に取り組みます。

### 今後の取組

- 子育てに関する情報発信や家庭教育の啓発等を行います。
- 地域とのふれあいや家庭教育を充実させます。
- 子育て支援センターを拠点に保護者に寄り添った家庭教育支援を推進します。

主な事業	事業概要	
家庭教育推進事業	市内小・中学校及びPTAと連携を図りながら、保護者等に対し 子育て・家庭教育に関する講演会等を実施しています。	
【再掲】 子育て講座の実施	「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」で、毎月定期的に 子育てに関する講座を開催し、家庭教育や家庭生活に関する情報 提供を行っています。	
子育て支援センター 事業	地域における子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子を 色々な面からサポートし、地域の子育てネットワーク作りを実施 しています。	
【再掲】 子ども地域活動 推進事業	地域住民の協力により、異年齢のこどもたちの遊びや体験活動を 通して自主性・創造性を育む活動を行っています。	
コミュニティバス・ ミニバス・予約型乗 合タクシー運行	地域住民が利用しやすい公共交通体系確立のため、コミュニティ バス「行長しゃん号」やミニバス「のんなっせ」、予約型乗合タク シー「のりのり号」を運行し、鉄道やバス路線を補完します。	

# (3) 共働き・共育ての推進等の促進・拡大

共働き子育て世帯は増加傾向にあり、夫婦がともに協力しあい家事や育児を分担する等して お互いの負担を軽減しながら子育てしていくことが望まれ、社会や地域で支援する取組が必要 です。









#### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートでは、父親の育児休業を取得していない理由は「仕事が忙しかった」が4割強と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割強と続いています。

本市内にある事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づ くりへの理解を求めます。

### 今後の取組

- 企業等に対し、仕事と子育て・介護等を両立できるような環境整備のための啓発を行います。
- 働きやすい環境づくりのための情報提供・啓発を行います。
- 男女共同参画の視点から意識改革のための啓発を行います。

主な事業	事業概要
男性育児休業の啓発	職場内研修時などに、制度概要等について、積極的にPRをして おり、庁内にも取得促進の取組として、ポスターを掲示していま す。
育児・介護休業法の 事業所への周知	市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい 職場環境づくりへの理解を求めます。
ノー残業デーの実施	市役所内にて毎週水曜日をノー残業デーとし、定時での退庁を推進しています。
男女共同参画の視点 に立った講演会・ 講座の実施	講演会、講座の実施を通して、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市民・事業者を対象とした意識啓発を行っています。

# (4) ひとり親家庭への支援

ひとり親が抱える様々な課題や子育てを支えるための、様々な支援に取り組む必要があります。また、様々な課題に対し必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化を図る必要があります。









#### 【住民の声】

就学前児童・小学生の保護者アンケートで、「ひとり親家庭等の自立支援の推進」について満足度を聞いたところ「どちらともいえない」が7割弱となっています。必要としている人に情報が届いているのであればよいという考えもありますが、本市が取り組んでいることを広く市民に届ける必要もあるため、情報発信の方法等を検討する必要があります。

ひとり親家庭の支援として様々なことを行っています。幅広く情報発信等を行い、市民の方が安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。

### 今後の取組

- 経済的支援、子育て・生活支援、就労支援を行います。
- ひとり親家庭への支援に関する情報発信及び相談対応を行います。
- 地域の学習塾を開設しこどもの学習支援を行います。

主な事業	事業概要
ひとり親家庭等支援	ひとり親家庭等における自立の促進及び生活の安定を図るため の様々な支援事業を行っています。(児童扶養手当、ひとり親医 療費助成等)
ひとり親家庭児童の保 育所・放課後児童クラ ブへの優先入所措置	保護者の就労を支援するため、保育所及び放課後児童クラブ入所決定について配慮を行っています。
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	就労や疾病等により、一時的に家庭支援等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣しています。
母子家庭等高等職業 訓練促進事業	資格の取得を促進し、就職につなげて生活の安定を図るため、訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給しています。
母子家庭等自立支援 教育訓練給付事業	自立の促進及び生活の安定を図るため、職業の能力開発のための 受講経費の一部を支給しています。
ひとり親家庭 新入学児お祝い事業	ひとり親家庭の児童が小学校に入学する際にお祝い金を支給しています。
【再掲】 心の相談事業	悩み等を抱えているこどもや保護者の相談を受け、問題解決の手助けを行っています。
利用者支援事業	妊娠期から子育で期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を行っています。
女性相談支援員兼 母子父子自立支援員に よる相談支援	ひとり親家庭の悩みや困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じます。生活のこと、仕事のこと、こどものことなど広く相談に応じ、自立に向けて一緒に考えます。
【再掲】 「ふくしの相談窓口」 による相談対応	高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる悩み ごとや福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない悩 みごとを受け付けています。

### 5. こども・若者施策の推進のために

# (1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こども・若者の社会参画・意見反映が形だけに終わらないようにする必要があります。

# (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えるやさしい社会づくりが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や 子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めていくことが求められています。

また、保育士や放課後児童支援員等担い手の確保は、保護者への就労支援だけでなく、ゆとりのある保育時間の確保や安全・安心な保育のため喫緊の課題です。質の向上を図るため、担い手の学びの場の提供に関する取組等を実施します。

# (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こどもや子育て当事者が抱える課題は、こどもの成長過程の中で刻々と変化し、課題に応じた 臨機応変な支援が求められます。また、そうした支援は特定の年齢で途切れることなく、それぞ れの支援を担う関係機関が連携しながら安定した支援をつなげていくことが重要です。

特に配慮が必要な方への支援は、様々な関係機関が関わることとなり、連携が途切れた支援は こどもや保護者の不安感や負担感を招くことから、諸課題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に 支援する体制を整えていきます。

# 第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

# 1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことです。

本計画では、教育・保育提供区域を次のとおり定め、区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

#### 〈本市における教育・保育提供区域〉

	区分/施設·事業名				
教	教育•保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所(園)			
教育·保育	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育	市全域		
		居宅訪問型保育、事業所内保育			
	1)利用者支援事業		市全域		
	2)地域子育て支援拠	L点事業	市全域		
	3)妊婦健康診査		市全域		
	4)乳児家庭全戸訪問	<b>引事業</b>	市全域		
	5)養育支援訪問事業	4	市全域		
	6)ファミリーサポート	センター事業	市全域		
	7)一時預かり事業		市全域		
地域	8)延長保育事業		市全域		
地域子ども・子育て支援事業	9)病児・病後児保育事業		市全域		
も   ユ	10)放課後児童健全	育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区		
育って	11)放課後児童健全	育成事業(放課後子供教室)	市全域		
支援	12)子育て短期支援	事業	市全域		
事業	13)子育て世帯訪問	支援事業	市全域		
*	14)児童育成支援拠	点事業	市全域		
	15)妊婦等包括相談	支援事業	市全域		
	16)乳児等通園支援	事業(こども誰でも通園制度)	市全域		
	17)産後ケア事業		市全域		
	18)親子関係形成支	援事業	市全域		
	19)実費徴収に係る	補足給付を行う事業	市全域		
	20)多様な主体が本	制度に参入することを促進するための事業	市全域		

# 2. 教育・保育施設の充実

# (1)

### 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

#### 事業の概要

#### <1号認定>

満3歳から5歳までの「保育の必要な事由」に該当しないこどもに対し、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)による教育を行います。

#### <2号認定>

I (幼稚園の希望が強いと推定される者) は、保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までのこどもに対し、幼稚園、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。

Ⅱ(2号認定のうち I 以外) は、保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までのこどもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。

#### <3号認定>

保育の必要性の認定を受けた満0歳から2歳までのこどもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

#### 量の見込み

1号認定 (単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		81	76	75	74	73
確	1	164	149	150	151	152
保方策	2	0	0	0	0	0
策	3	0	0	0	0	0
過不足		83	73	75	77	79

- ①教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)※確認を受けない幼稚園を含む。
- ②特定地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、企業主導型
- ③市外の教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)

# 2号認定 I(幼稚園の希望が強いと推定される者)

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		51	66	65	64	63
確保	1	51	66	65	64	63
保方	2	0	0	0	0	0
方策	3	0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

# 2号認定 Ⅱ(2号認定のうちⅠ以外)

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		720	714	703	695	686
確	1	696	696	696	696	696
保方	2	0	0	0	0	0
方策	3	3	3	2	3	2
過不足		▲21	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 5	4	12

3号認定 0歳 (単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		62	68	68	67	66
確保	1	109	109	109	109	109
保 方	2	12	17	17	17	17
方策	3	1	0	0	0	0
過不足		60	58	58	59	60

**3号認定 1** 歳 (単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		204	204	202	201	199
確	1	177	177	177	177	177
保方	2	21	27	27	27	27
方策	3	1	1	0	0	0
過不足		<b>▲</b> 5	1	2	3	5

3号認定 2歳 (単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		212	205	205	203	202
確	1	213	213	213	213	213
確保方策	2	22	30	30	30	30
策	3	1	1	1	0	0
過不足		24	39	39	40	41

#### 

量の見込みは、毎年度4月当初での見込みとなっています。

本市では、年度途中から待機児童が発生している状況にあり、今後も待機児童が発生すると考えられるため、令和7年度に新たな保育施設の開設を予定しています。また、必要に応じて小規模保育所や民間の保育所の誘致を検討します。

# 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

# (1) 利用者支援事業

# 事業の概要

こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健 その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:か所)

	年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	基本型	0	0	0	0	0
見   込	子育て支援相談機関	0	0	0	0	0
見込み量	特定型	0	0	0	0	0
-	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	0	0	0	0	0
催保	子育て支援相談機関	0	0	0	0	0
確保方策	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

# 確保方策

令和6年度から、こども家庭センターを開設し、妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っています。妊娠時から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぎます。

# (2) 地域子育て支援拠点事業

# 事業の概要

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	8,617	8,485	8,440	8,374	8,296
確保方策	8,617	8,485	8,440	8,374	8,296

#### 確保方策

市内では「つどいの広場サンサン」、「子育て支援センターひまわり」、「子育てつどいの広場線川」、「お出かけつどいの広場(長浜福祉館)」の4か所で実施しています。今後も気軽に利用できる場所として環境を充実していきます。

# (3) 妊婦健康診査

#### 事業の概要

妊婦の健康の保持増進とともに胎児の成育状況を確認するため、妊娠期間中に医学的検 査や保健指導を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	246	243	242	240	236
確保方策	246	243	242	240	236

# 確保方策

本事業については、対象者全員に対して行うものであり、妊婦が出産まで受診する妊婦健診 14 回を無料で実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産をできる体制を作っていきます。

# (4) 乳児家庭全戸訪問事業

# 事業の概要

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供 や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	246	243	242	240	236
確保方策	246	243	242	240	236

#### 確保方策

令和2年度から令和6年度に出生した0歳児人口から今後の推計を行い、乳児家庭全戸 訪問事業に係る量の見込みとしました。

# (5) 養育支援訪問事業

#### 事業の概要

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 量の見込み

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

#### 確保方策

令和6年度から、児童福祉法の一部改正により「育児・家事援助」については、子育て世帯訪問支援事業へ移行し、養育支援訪問事業は、訪問支援者(保健師、助産師、看護師、保育士等)が「居宅において、養育に関する相談、指導、助言等」へ変更となっています。 養育支援訪問事業の中核となる機関をこども家庭センターとし、関係機関からの情報提供により把握された養育支援が特に必要な家庭についての情報収集を行い、養育支援訪問計画書を作成した上で、支援を実施します。

# (6) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)【就学児分】

# 事業の概要

子育て中の保護者を会員として、児童(小学校1年生から3年生まで)の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人とが手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

# 確保方策

利用者は少ないですが、必要な人へ必要な援助が届くように引き続き事業を行っていきます。

# (7) 一時預かり事業等

# ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

#### 事業の概要

幼稚園の在園児を対象として、保護者の勤務や事情により、標準教育時間の前後や長期休 業期間中に幼稚園において教育活動を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		6,809	6,879	6,774	6,696	6,607
見込	1号認定による利用	484	480	473	469	462
み量	2号認定による利用	6,325	6,399	6,031	6,227	6,145
確保	1号認定による利用	484	480	473	469	462
方策	2号認定による利用	6,325	6,399	6,031	6,227	6,145

# 確保方策

確保方策については、在園児を対象とした事業であるため、量の見込みを確保することは 現在の体制で可能と考えます。

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は平成 27 年度から、市内の公立幼稚園 2 園で実施しています。また、令和2年度から預かり時間の延長を行い、教育時間開始前 7:30 からと、終了後から 18:00 までに拡充し、長期休業期間中も 7:30 から 18:00 まで預かり保育を実施することで、2 号認定によるニーズにも応えることができると考えます。

② 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業【未就学児分】)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

# 事業の概要

一時預かり事業とは、未就学児を対象に保護者の勤務や事情により、こどもを一時的に保 育所等の施設において、預かりを行う事業です。

子育て援助活動支援事業は、子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を 受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人とが手助けを行い合う活動に関す る連絡、調整を行う事業です。

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において夜間や休日及び一定期間養育・保護を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	220	219	217	215	212
確保方策	220	219	217	215	212

#### 確保方策

確保方策については、現在の事業規模で対応可能と考えますが、保育所等の新設により、 待機児童の解消が進めば、見込みが減少することも考えられます。

# (8) 延長保育事業

# 事業の概要

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間を超える場合に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	543	539	533	528	522
確保方策	543	539	533	528	522

#### 確保方策

市内 13園で実施しており、在園児を対象とした事業であるため、量の見込みを確保することは現在の体制で可能と考えます。また、勤務形態の多様化に伴い、実際には上記の見込みを超える可能性がありますが、その場合においても、市内 13園で実施している現状から、現在の体制での対応が可能と考えます。

# (9) 病児・病後児保育事業

# 事業の概要

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及 び看護師が一時的に保育等を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	133	132	131	130	128
確保方策	133	132	131	130	128

#### 確保方策

時期によって受入数が増大する場合があるため、保護者のニーズに応じた柔軟な対応が 必要と考えます。

# 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度現在、市内14か所で実施しています。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」に沿った取組も引き続き求められるとともに、 事業の継続及び定員増のためには、放課後児童支援員等の確保が必要不可欠であることか ら、その処遇改善を行う等、本事業を取り巻くハード・ソフト両面において環境を整備する 必要があります。

# ① 宇土小学校区(4か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	81	78	75	72	71
	2年生	79	70	70	67	65
見	3年生	40	46	43	42	40
見込み量	4年生	26	24	24	24	23
量	5年生	18	14	13	13	13
	6年生	7	7	7	7	7
	合計	251	239	232	225	219
確	保方策	220	220	220	220	220
j	過不足	▲31	<b>▲</b> 19	<b>▲</b> 12	<b>▲</b> 5	1

# 確保方策

今後の確保方策については、定員を超えた受け入れを実施しつつ、必要に応じ、施設の増設や新たな施設の創設等を行います。

# ② 宇土東小学校区(2か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	24	26	25	25	25
	2年生	27	24	24	24	24
見	3年生	18	22	22	22	20
見込み量	4年生	11	11	11	11	11
量	5年生	4	1	1	1	1
	6年生	1	0	0	0	0
	合計	85	84	83	83	81
確	保方策	100	100	100	100	100
ù	<b>過不足</b>	15	16	17	17	19

# 確保方策

今後の確保方策については、定員内での受け入れ、支援員や補助員の確保に努めます。 また、前述した国の「放課後児童対策パッケージ」にできる限り沿うものとします。

# ③ 花園小学校区(4か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	80	71	69	68	66
	2年生	55	67	65	64	62
見	3年生	51	44	43	43	40
見込み量	4年生	17	17	17	17	16
量	5年生	7	4	4	4	4
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	210	203	198	196	188
確	保方策	188	188	188	188	188
ù	過不足	▲22	<b>▲</b> 15	▲10	▲8	0

# 確保方策

花園小学校から遠い児童クラブは定員を満たしていないところもある一方で、小学校から近い児童クラブでは定員を超えて受け入れを行っています。そのため、希望の児童クラブに入所できない児童の発生が見込まれます。

今後の確保方策については、定員を超えた受け入れを実施しつつ、必要に応じ、施設の増設や新たな施設の創設等を行います。

# ④ 走潟小学校区(1か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	18	15	15	15	15
	2年生	9	9	9	9	9
見	3年生	6	2	2	2	2
見込み量	4年生	2	2	2	2	2
量	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	36	29	29	29	29
確	保方策	30	30	30	30	30
ù	<b>過不足</b>	<b>▲</b> 6	1	1	1	1

# 確保方策

今後の確保方策については、定員を超えた受け入れを行いつつ、支援員や補助員の確保に努めます。

# ⑤ 緑川小学校区(1か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	10	11	10	10	10
	2年生	7	10	10	10	10
見	3年生	9	6	6	6	6
見込み量	4年生	3	0	0	0	0
量	5年生	1	2	2	2	2
	6年生	1	0	0	0	0
	合計	31	29	28	28	28
確	保方策	30	30	30	30	30
ì	過不足	<b>▲</b> 1	1	2	2	2

# 確保方策

今後の確保方策については、令和7年度のみ定員を超えた受け入れ、令和8年度以降は定 員内での受け入れを行いつつ、支援員や補助員の確保に努めます。

# ⑥ 網津小学校区(1か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	7	9	9	9	9
	2年生	10	11	11	11	11
見	3年生	8	8	7	7	7
見込み量	4年生	5	3	3	3	3
量	5年生	2	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	32	31	30	30	30
確	保方策	45	45	45	45	45
ì	過不足	13	14	15	15	15

# 確保方策

今後の確保方策については、定員内での受け入れを行いつつ、支援員や補助員の確保に努めます。

# ⑦ 網田小学校区(1か所)

# 量の見込み

(単位:人)

年	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1年生	10	7	6	6	6
	2年生	7	7	7	7	7
見	3年生	6	10	10	10	10
見込み量	4年生	7	5	5	5	5
量	5年生	4	6	6	6	6
	6年生	6	2	2	2	2
	合計	40	37	36	36	36
確	保方策	60	60	60	60	60
ù	過不足	20	23	24	24	24

# 確保方策

今後の確保方策については、定員内での受け入れを行いつつ、支援員や補助員の確保に努めます。

# (11)

# 放課後児童健全育成事業(放課後子供教室)

# 事業の概要

保護者の就労に関わらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、地域に住む指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域でこどもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19

# 確保方策

現在は、網田小学校の1か所で実施しています。ボランティア(地域の協力者)の不足や高齢化も進んでおり、若年層・中年層のボランティアの確保が課題です。

# (12) 子育て短期支援事業

# 事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	31	31	31	30	30
確保方策	31	31	31	30	30

# 確保方策

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り、引き続き必要な入所保護を行います。

# (13) 子育て世帯訪問支援事業

# 事業の概要

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	37	37	36	36	35
確保方策	37	37	36	36	35

# 確保方策

関係機関と連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要なこどもに対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。

# (14) 児童育成支援拠点事業

#### 事業の概要

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

#### 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	14	13	13	13	13
確保方策	14	13	13	13	13

#### 確保方策

居場所となる場を提供し、個々のこどもの状況に応じた支援が行えるよう、支援体制の整備に努めます。

# (15) 妊婦等包括相談支援事業

# 事業の概要

妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	708	702	699	693	681
確保方策	708	702	699	693	681

# 確保方策

関係機関と連携しながら、きめ細かい支援の実施に努めます。

# (16)

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

# 事業の概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、O歳6か月から満3歳未満のこども(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

利用にあたっては、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できます。

#### 量の見込み

(単位:人/日)

	年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
O歳	見込み量	ı	3	3	3	3
し成	確保方策	-	1	1	2	3
1歳	見込み量	_	4	4	4	4
一下人	確保方策	_	2	2	3	4
2歳	見込み量		4	4	4	4
∠成	確保方策	_	2	2	3	4

# 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて既存の保育施設を活用し、受け入れ枠等の調整を行い、令和11年度を目標として見込み量に対する受け皿の確保を進めていきます。

# (17) 産後ケア事業

# 事業の概要

出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて心配」「授乳がうまくいかない」 「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよく ない」など、産後ケアが必要な母子を対象に心身のケアや育児のサポート等を実施します。

# 量の見込み

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	264	262	261	259	254
確保方策	264	262	261	259	254

# 確保方策

産後ケアを必要とする家庭に対し事業を実施していきます。

# (18) 親子関係形成支援事業

#### 事業の概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

#### 確保方策

現時点では事業化の予定がなく量の見込みを設定しませんが、今後、ニーズ等を確認し、 事業実施の必要性について検討します。

# (19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 事業の概要

低所得であるため生計が困難である世帯にいるこどもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等(実費徴収額)を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、こどもの健やかな成長を支援する事業です。

また、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収 360 万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が減免されるため、新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

# 量の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	無	無	無	無	無

#### 確保方策

保育料や副食費などが既に無料となっているため、実施しません。

# (20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

# 確保方策

今後の保育ニーズに応じ、実施を検討します。

# 4. 放課後児童対策パッケージ

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の計画的な整備等を目標として、平成30年9月14日、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。令和6年度に「新・放課後子ども総合プラン」が終了することから、新たに「放課後児童対策パッケージ」として令和6年度以降の取組を進める必要があります。

本市の地域の実態に応じて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室両事業の計画的な整備、量の見込みを設定します。

# (1) 放課後児童クラブの目標事業量

「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性の就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う放課後児童クラブのニーズに対応する体制の確保に努めます。

# (2) 放課後子供教室の目標事業量

こどもたちが地域の方々の協力を得ながら様々な体験活動ができるよう、地域で子育て世帯 を支え、こどもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを進めていきます。

# (3) 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量及び具体的な方策

今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実 情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

# (4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、地域のニーズ に応じて関係機関と協議を行います。

# (5)

# 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部 局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室の実施にあたっては、学校をはじめ関連機関との調整が不可欠であるため、すべての関係者との情報共有を図り、必要に応じて教育委員会等と協議を行います。

# (6)

# 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、関係機関との連携を図り、切れ目のない 支援に努めます。

# (7)

# 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

放課後児童クラブは、地域の実情を十分把握し、利用者のニーズにあった開所時間の設定に努めます。

# (8)

# 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っている ものであることを踏まえ、こどもの発達段階に応じた育成ができる環境づくりに努めます。

(9)

放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための 方策

あらゆる媒体、機会を活用して周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制をつくります。

# 5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

# (1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域のこどもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努める とともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や 相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

# (2) 就学前教育・保育の質の向上に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた 取組を引き続き行います。

# (3) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、こども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といったこどもの成長過程における様々な問題が生じています。

こどもの発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めます。

# (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後の休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、 認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中から情報提供や相談支援等 を行い、利用を希望する時期に円滑に利用できるような環境整備に努めます。

# 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や保育料の過誤請求・過 誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の 公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、 運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請 することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきま す。

# 7. 外国籍の幼児、外国から転入した幼児等への支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児等が増えています。本市に居住するこれらの幼児とその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が認定こども園、幼稚園、保育所や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者に対しては就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を、事業者に対しては外国語対応支援、各種研修の実施等の支援を行います。

# 第6章 計画の推進

# 1. 計画の推進体制

本計画に基づき、子育て支援課のみならず、庁内関係部局が連携し各種施策、事業を展開します。 また、市民をはじめ各種団体、事業者、地域等との協働により、計画を推進していきます。

# 2. 計画の推進管理

本計画の進行管理にあたっては、計画の実効性を高めるため、PDCA サイクル(計画→実行→評価→改善)の考え方に即し、年度ごとに点検・評価を行いながら、目標達成に向けた取組の改善を行います。

# 資料編

# 1. 宇土市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名(役職)	就任時の団体
井上 みか	宇土市手をつなぐ育成会
内田 美香	宇土市ひとり親の会
鏡 純子	宇土市子ども会連絡協議会
河野 智幸	宇土市校長会
草野 真功	宇土市保育連盟
竹下 博徳	宇土市PTA連合会
田代昭子	公募
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授
德永 邦子	宇土市民生委員 • 児童委員連絡協議会代表
中山真史	宇土市内保育園保護者代表
浜崎 絢加	宇土市内放課後児童クラブ保護者代表
福成寺 託真	宇土市内放課後児童クラブ代表
古川 公雄	宇土市内幼稚園代表
本多 靖洋	宇土地区医師会
松尾 俊介	宇土市内幼稚園保護者代表

# 2. 宇土市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月20日 条例第45号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72 条第1項の規定に基づき、宇土市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。
  - (1) 法第72条第1項各号に規定する事項を処理すること。
  - (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の市町村行動計画 に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童福祉に関すること。 (組織)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、児童福祉施策に関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議 長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自ら又は配偶者若しくは3親等内の血族若しくは姻族(これらの者であったものを含む。)の従事する業務に直接の利害関係がある事案については、その審議に参加することができない。ただし、子ども・子育て会議の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、子ども・子育て会議の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

- 第10条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。 (委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、 会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後最初の子ども・子育て会議の招集は、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第6 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和6年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 3. 宇土市子ども・子育て会議諮問

宇市子第248号 令和6年6月14日

宇土市子ども・子育て会議 会長 様

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市子ども・子育て会議について(諮問)

このことについて、宇土市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第45号)第2条の規定により、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

- 1 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第4号の規定に基づき、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況に関すること
- 2 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第3号及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、宇土市こども計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に係るアンケート調査の実施結果及び今後の取組等について
- 3 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること

字市子第399号 令和6年8月13日

宇土市子ども・子育て会議会長 出川 聖尚子 様

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市子ども・子育て会議について(諮問)

このことについて、宇土市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第45号)第2条の規定により、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

- 1 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第2号の規定に基づき、特定地域型保育事業の利用定員の設定(案)に関すること
- 2 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第3号及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく、宇土市こども計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に関すること
- 3 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること

宇市子第874号 令和7年2月3日

宇土市子ども・子育て会議会長 出川 聖尚子 様

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市子ども・子育て会議について(諮問)

このことについて、宇土市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第45号)第2条 の規定により、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

1 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第1号の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定(案)に関すること

# 4. 宇土市子ども・子育て会議答申

令和6年7月30日

宇土市長 元 松 茂 樹 様

宇土市子ども・子育て会議会長 出川 聖尚子

宇土市子ども・子育て会議について(答申)

令和6年6月14日付け宇市子第248号で諮問のありましたこのことについて、宇土市子ども・子育て会議において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第4号の規定に基づき、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況に関すること
  - (1) 第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況報告について承認
- 2 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第3号及び次世代 育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、宇土市こど も計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に係るアンケート調査の実施 結果及び今後の取組等について
  - (1) 宇土市こども計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に係るアンケート調査の実施結果及び今後の取組等について承認
- 3 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること 【意見・要望】
  - ・公園や複合施設の整備については、様々な意見を聴き、ニーズに沿った整備を 行ってほしい。
  - 子育て支援やその他の行政の情報をもっとわかりやすく、広く周知できるよう 情報発信の方法等についても検討をしていただきたい。

宇土市長 元 松 茂 樹 様

宇土市子ども・子育て会議会長 出川 聖尚子

宇土市子ども・子育て会議について(答申)

令和6年8月13日付け宇市子第399号及び令和7年2月3日付け宇市子第874号で諮問のありましたこのことについて、宇土市子ども・子育て会議において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第1号の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定(案)に関すること
  - (1)特定教育・保育施設の利用定員の設定(案)のとおり承認
- 2 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第2号の規定に基づき、特定地域型保育事業の利用定員の設定(案)に関すること
  - (1)特定地域型保育事業の利用定員の設定(案)のとおり承認
- 3 子ども・子育て支援法(平成25年法律第65号)第72条第1項第3号及び次世代 育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく、宇土市こど も計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に関すること
  - (1) 宇土市こどもどまんなか計画(素案) のとおり承認
- 4 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること
  - (1) 小規模保育事業A型の下記2園の認可等について承認
  - ①小規模保育事業A型 あーす保育園宇土
  - ②小規模保育事業A型 I Qキッズ宇土保育園

# 5. 計画の策定経過

月日	内 容
令和6年4月11日 ~令和6年5月20日	「宇土市子育て支援に関するアンケート調査」実施
令和6年6月1日 ~令和6年7月31日	「うとん目安箱」をオンライン上に設置し、意見を募集
令和6年7月5日(金)	令和6年度第1回宇土市子ども・子育て会議 ・会長への諮問 ・議事 (1)第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況報告について (2)宇土市こども計画(第3期宇土市子ども・子育て支援事業計画)策定に係るアンケート調査の実施結果及び今後の取組等について (3)その他
令和6年9月13日(金)	令和6年度第2回宇土市子ども・子育て会議 ・会長への諮問 ・議事 (1)「うとん目安箱」への意見内容報告について (2)庁内ヒアリング等の進捗状況について (3)宇土市の今後の人口推計について (4)その他
令和6年12月3日(火)	令和6年度第3回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)庁内ヒアリング等の結果報告について (2)宇土市こども計画の骨子案について (3)量の見込み(案)について (4)その他
令和7年1月28日(火)	令和6年度第4回宇土市子ども・子育て会議 ・議事 (1)前回の会議を踏まえた基本目標等の修正について (2)宇土市こどもどまんかな計画(仮称)素案について (3)その他
令和7年2月7日 ~令和7年2月20日	パブリック・コメント実施
令和7年3月4日(火)	令和6年度第5回宇土市子ども・子育て会議 ・会長への諮問 ・議事 (1)宇土市こどもどまんなか計画の策定について (2)保育所等の利用定員の設定について (3)その他
令和7年3月7日(金)	会長から市長へ答申
令和7年3月17日(月)	市長決裁、宇土市こどもどまんなか計画の策定

# 用語集

#### あ行

#### EBPM(イー・ビー・ピー・エム)

EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすること。

#### インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、こども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援 のこと。

#### インクルージョン

多様な属性をもつすべての人々がそれぞれの個性や能力を発揮し、組織の一員として尊重され、平等 に活躍できる環境をつくること。本計画では、障がい児の地域社会への参加・包容のこと。

#### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

#### SDGs(エス・ディ・ジー・ズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2015年の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって 17 の目標が設定されている。

#### か行

#### 子どもの権利条約

国際的人権規約において定められている権利をこどもに置き換え、こどもの権利の尊重及び確保の 観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。

#### こどもまんなか応援サポーター

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる 社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいた だける個人、団体・企業、自治体等のこと。

#### さ行

#### ジェンダーアイデンティティ

自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの。

#### 小1プロブレム

保育園や幼稚園を卒園した後に、こどもたちが小学校での生活や雰囲気に馴染めず、落ち着かない状態が続くこと。

#### 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための下になる考え方や態度を身につけさせ、情報発信による他人や 社会への影響について考えさせる学習活動などを行う。

#### スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。

#### スクールサポーター

こどもをいじめや非行、犯罪被害から守るため、学校の巡回や相談活動等を行う者。退職した警察 官や教員を配置している。

#### スクールソーシャルワーカー

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力等こどもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る専門家のこと。

#### 性的指向

恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

#### た行

#### 中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加する状況のこと。

#### な行

#### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になって も病院に連れて行かない等、不適切な養育、あるいはこどもの危険な状態について重大な不注意を 犯すこと。

#### は行

#### ペアレンタルコントロール

保護者を対象に、行動理論をベースとして環境調整やこどもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、こどもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。

#### や行

#### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。これにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がないなど、こども自身の権利が守られていない 状況となっっている。

#### ら行

#### リテラシー

ある分野において知識や情報を適切に活用できる能力のこと。

# 宇土市こどもどまんなか計画

令和7年3月

編集·発行 宇土市

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51

TEL:0964-22-1111(代表) FAX:0964-22-0110